第66回 はたらく女性の中央集会 in 東京

webとリアル併用開催

メインスローガン

コロナ禍を乗りこえ、憲法が生きる社会を実現しよう!
ジェンダー平等、均等待遇、ハラスメント根絶
いのち・くらし・平和まもる女性の共同を

1日目 分科会 2021年10月23日(土)

中野サンプラザ　12:30 受付開始
13:30 開会～16:15閉会

3つの分科会　2つの見学分科会

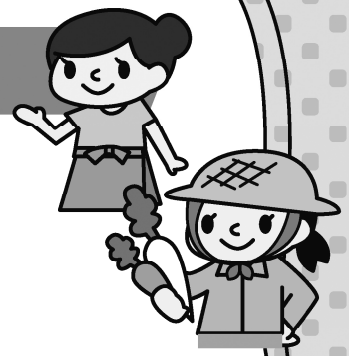

2日目 全体会 2021年10月24日(日)

銀座ブロッサム　12:30 受付開始
13:30 開会～16:00閉会

文化行事 13:30～　**一人芝居『茶色の朝』**
丸尾 聡さん（作家・俳優・演出家）

記念講演 14:30～

ジェンダー平等
―誰もが働きやすい社会の実現のために
蓑輪 明子さん ―名城大学准教授

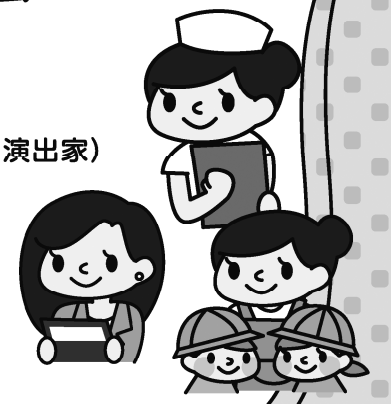

参加協力費　1日 1,000円／2日間 2,000円
(東京700円／1日)
(会場参加web参加とも) 学生無料

主催 第66回はたらく女性の中央集会実行委員会・東京実行委員会

(全国連絡先) 〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター4F 全労連女性部気付　TEL 03-5842-5611
(東京連絡先) 〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-33-10　東京労働会館6階　TEL 03-5395-3171

もくじ

連絡・注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

分科会プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

全体会プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

各会場までの交通案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

分科会紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

誰もが働きやすい社会の実現　ジェンダー平等の視点から

講演レジュメ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第 66 回はたらく女性の中央集会スローガン・基調報告・・・・・ 22

日本政府への決議案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

アメリカ合衆国政府への決議案・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

広告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

第 66 回はたらく女性の中央集会にようこそ！！

連絡・注意事項

◆受付・参加費（東京の参加者は、別途東京受付を設置します）

○　参加費は分科会、全体会会場ごとに 1000 円をお支払いください。学生は無料です。団体でまとめた領収書が必要な場合は申し出てください。

◆飲食について

○　１日目の分科会（研修室内）では食事の持ち込みも可ですが、ごみなどは各自お持ち帰りください。

○　２日目の全体会会場は、ホール内外とも飲食できません。

◆全体会の最後（決議採択）に団体代表者の方は、会場から直接舞台に団体旗などを持って登壇してください。フィナーレで横断幕を持つ人は、15：30 分に舞台下手（向って左手）に集合してください。

◆アンケート・署名にご協力ください

本集会の感想を書いていただくアンケート用紙を袋の中に入れました。お帰りの際にぜひご提出をおねがいします。次回の集会をよりよいものとするためにご意見をお聞かせください。また、お配りした各署名用紙もできる限りご記入いただき、お帰りの際にアンケートと一緒に提出ください。

◆全体会･分科会開催中は携帯電話の電源ＯＦＦにするか、マナーモードにしてください。

◆ごみは各自お持ち帰りください。

※全体会会場の男性トイレは、4 階のみとなります。

全体会会場では、文化行事一人芝居「茶色の朝」の著書を販売します。

10 月 23 日（土）分科会 中野サンプラザ 13：30～16：15

受付 12 時 30 分

会場	タイトル	講師・助言者
研修室 13 （7F）	第 1 分会 知って守ろう 女性の身体、女性の権利 ～自分のからだのこと、わかっていますか～	四季レディースクリニック院長 江夏亜希子さん
研修室５＋６ （8F）	第 2 分科会 コロナ禍でみえた 女性たちの現状	コーディネーター 全労連議長 小畑雅子さん 立教大学経済学部教授 首藤若菜さん ジャーナリスト 松元千枝さん
研修室２ （8F）	第 3 分科会 仕事も生活も大切に 自分らしくいきる ～フィンランドのメソッドに学ぶ～	ライター 堀内都喜子さん
研修室１２	集会事務局	
見学分科会		
見学分科会１	本郷・菊坂樋口一葉を訪ねる文学散歩	日本初女性職業作家樋口一葉ゆかりの土地を訪ねます。
見学分科会２	寅さん記念館と山田洋次ミュージアム	帝釈天、寅さん記念館、山田洋次ミュージアムを訪ねます。

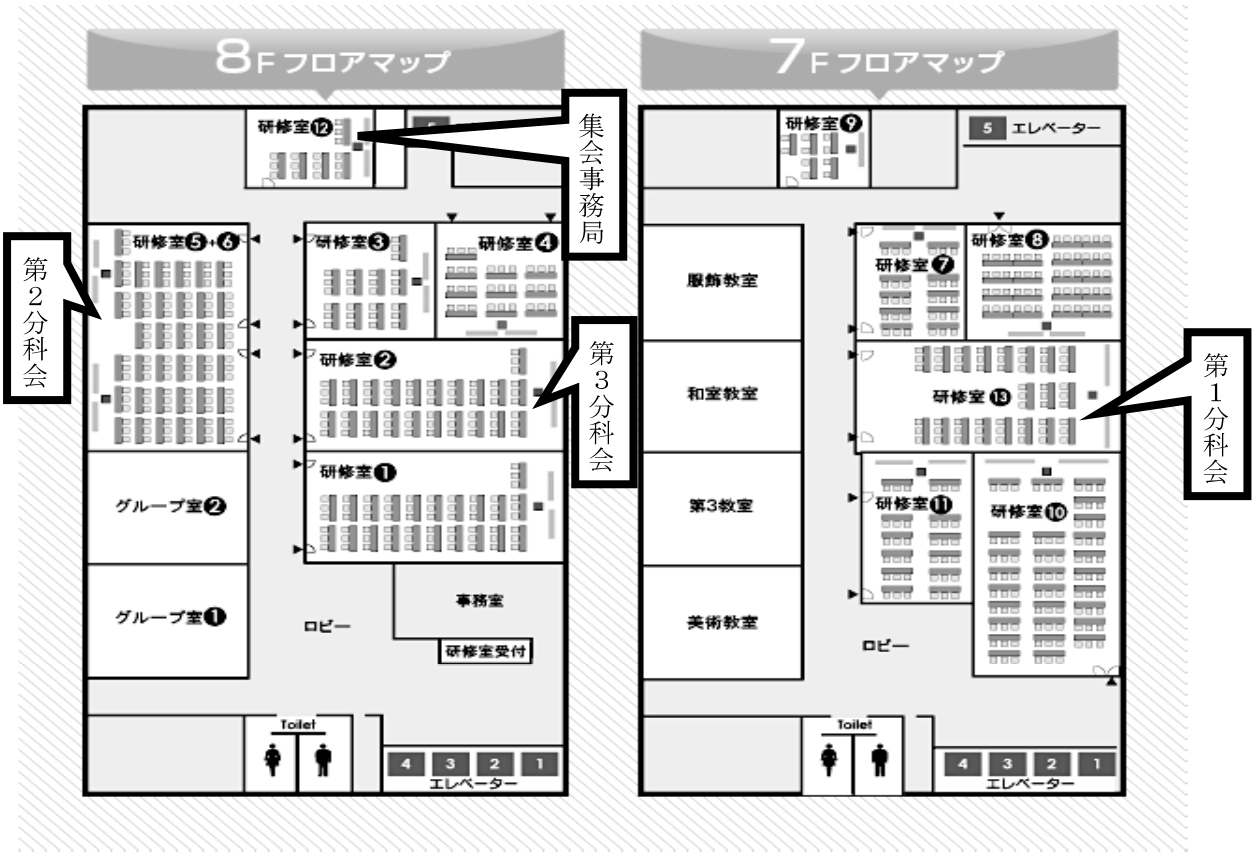

10 月 24 日（日）　全体会　　銀座ブロッサム

12：30　受付開始
13：30　開会宣言

文化行事　一人芝居『茶色の朝』

「茶色」が知らぬ間に日々の生活に忍び込む・・・。
「他の人たちだって、ごたごたはごめんだから、おとなしくしているんじゃないか？」
フランスで 100 万部突破のベストセラー、世界 100 ヵ国以上で出版された反ファシズムの寓話を丸尾聡が一人芝居で描く。

丸尾聡さん　作家・俳優・演出家
　シナリオ『残置物処理班』で ABU（アジア太平洋放送連合）賞。俳優としても数多くの舞台に出演。『しゃぼん玉の欠片を眺めて』（TOKYO ハンバーグ）では「ナゾめいた中年男・丸尾聡の好演も特筆」（日刊ゲンダイ　山田勝仁）と評価された。

茶色の朝
　物語／フランク・パヴロフ（藤本一勇訳）　絵／ヴィンセント・ギャロ　大月書店

13：50　主催者挨拶／　現地実行委員会挨拶／　来賓あいさつ/
14：00　基調報告
14：15　休憩
14：30　記念講演

ジェンダー平等
―誰もが働きやすい社会の実現のために

蓑輪明子さん（名城大学准教授）

1975 年富山県生まれ。2010 年、一橋大学大学院社会学研究科博士課程修了。博士（社会学）。一橋大学特任講師などを経て 2015 年名城大学経済学部経済学科助教。2018 年 4 月から現職。「保育労働の実態と課題」（「日本の科学者」）21 年 4 月号）「ジェンダー平等戦略を改めて考える」（「経済」21 年 3 月号）

15：30　各団体、争議団体状況や取り組みの紹介
15：40　フィナーレアピール・決議採択
15：50　次年度開催地からのあいさつ
　　閉会あいさつ
16：00　閉会

10 月 24 日（日）　全体会　銀座ブロッサム

（中央会館）

〒104-0061 東京都中央区銀座 2-15-6　TEL03-3542-8585（代）

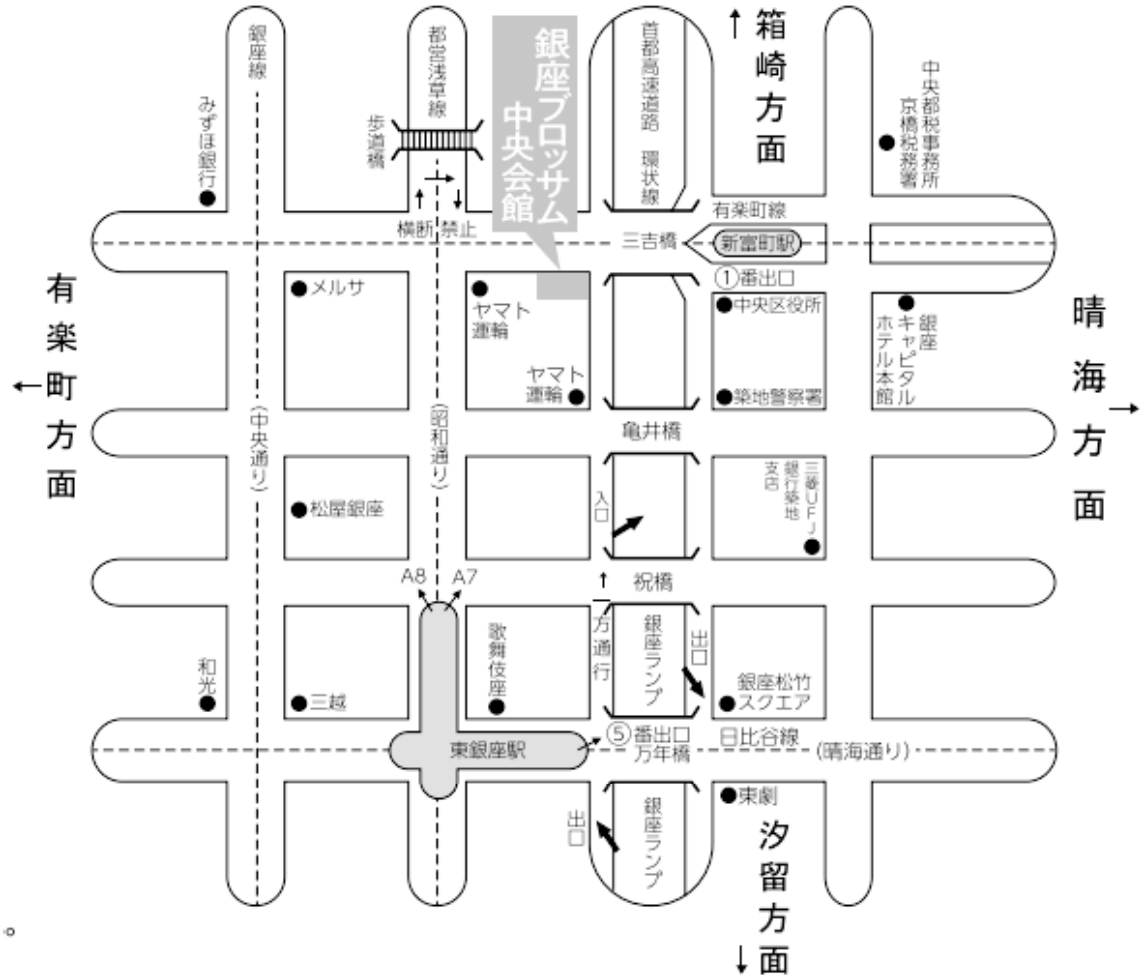

電車・バスでの行き方

・東京メトロ有楽町線　新富町駅１番出口　徒歩１分
・東京メトロ日比谷線　東銀座駅５番出口　徒歩８分
・都営地下鉄浅草線　　東銀座駅５番出口　徒歩８分
・江戸バス（中央区コミュニティバス）　「中央区役所」 停留所から徒歩１分

第 66 回はたらく女性の中央集会　第 1 分科会会場　研修室 13（７F）

「知って守ろう　女性の身体、女性の権利」
～自分のからだのこと、わかっていますか～

「リプロダクティブ・ヘルツ/ライツ」とは、1994 年にカイロで開かれた国際人口開発会議において提唱された、性と生殖に関する健康・生命の安全を女性のライフステージを通して、権利としてとらえる概念です。

性や生殖など、自分の身体に関する全てのことは、当事者である女性が選択し、自己決定できる権利のことです。

- 私のからだは私のもの
- 人は、心も体も健康でいる権利があること
- 生き方を、自分で自由に決められること
- 産む・産まないは女性の自己決定
- どんな風に決めても、色々な暴力を受けたりせずに、本人が決めることが何より大事にされること

全ての人がジェンダーに基づく暴力などによって傷つけられず、身体・性について正しい知識を持ち、生涯にわたって個人の選択が尊重される社会を作っていくために、みんなで考えていきましょう。

講師（助言者）: 江夏亜希子さん（四季レディースクリニック　院長）

＜プロフィール＞

2004 年から東京大学大学院教育学研究科身体教育学講座においてスポーツ医学を学ぶとともに、女性外来での診療を経験し、2010 年東京・日本橋人形町に四季レディースクリニック開院。

日本産科婦人科学会認定産婦人科専門医、日本女性医学学会認定女性ヘルスケア専門医、日本スポーツ協会公認スポーツドクター。性と健康を考える女性専門家の会副代表理事

＜タイムスケジュール＞

１３：３０　開会
１３：３５　報告（リード発言）　４人程度　（自治体職場・教職員等）
１４：２０　休憩（１０分）
１４：３０　講話「知って守ろう女性の身体、女性の権利」（江夏亜希子医師）
１５：３０　休憩（１０分）
１５：４０　討論・意見交流
１６：０５　講師（助言者）よりまとめ
１６：１５　分科会終了

中野サンプラザ　研修室５＋６（８F）

コロナ禍でみえた女性たちの現状

～ミニシンポジウム～

さまざまな視点から「女性の現状」を報告するミニシンポジウム。

雇い止め、非正規労働、休業や営業自粛の影響など…現状を知り、「悩みや不安」「生きづらさ」を乗り越えるには？女性たちが「つながる」には何が必要？みんなで一緒に考え、学んでみませんか。

タイムスケジュール

13:30　開会
13:40　はじめに
　小畑雅子さん
　首藤若菜さん
　松元千枝さん
14:30　休憩（10分）
14:40　質疑･討論･
　　意見交流
15:30　まとめ
　松元千枝さん
　首藤若菜さん
　小畑雅子さん
16:00　感想文を
　　お書きください。
16:15　終了

プロフィール

首藤若菜（しゅとうわかな）さん

2018年4月から立教大学経済学経済政策学科・経済学研究科教授。労使関係、女性労働が研究テーマ。2020年7～12月『全国商工新聞』の「随想」コーナーで「新しいワークルール」等月に一度掲載。著書『女性も男性も幸せに働く職場の交笑力』（サプライズbook　アントレックス 2016）『物流危機は終わらない　暮らしを支える労働のゆくえ』（岩波新書　岩波書店　2018）など。

松元千枝（まつもとちえ）さん

「女性による女性のための相談会」実行委員、ジャーナリスト、メディア協同組合「Unfiltered（アンフィルター）」エディター、法政大学法学部メディア分析非常勤講師、東京大学大学院情報学環学術支援員。共著『マスコミ・セクハラ白書』（文藝春秋　2020年）、共同翻訳「世界を動かす変革の力 ブラック・ライブズ・マター共同代表からのメッセージ」（明石書店　2021年）など。

小畑雅子（おばたまさこ）さん

2020年7月全国労働組合総連合（全労連）議長に就任。労組の全国中央組織で初の女性トップ。埼玉県内で小学校の教員を30年余り務めたのち、全労連女性部長、全日本教職員組合（全教）書記長、中央執行委員長などを経て現職。働く者、国民の命と暮らしを守る社会を実現していこうと日々活躍中。

第３分科会

会場　中野サンプラザ（８Ｆ・研修室２）

仕事も生活も大切に　自分らしく生きる

～フィンランドのメソッドに学ぶ～

「8 時間労働で暮らせる賃金」や自分らしく生きていける社会実現のために、「誰一人取り残さない」という理念を持つ国のしくみを『フィンランド 豊かさのメソッド』の著者から学びましょう。

13：30　はじめに（日程紹介・注意事項・講師紹介など）
13：35　堀内さんからのおはなし（40 分）
14：15　質疑応答（20 分）
14：35　休憩（10 分）
14：45　会場発言 70 分
　　（質問については適宜、回答）
15：55　司会から討議のまとめ
16：00　堀内さんからの助言（10 分）
16：10　アンケートなどご記入にご協力ください
16：15　終了

堀内都喜子　（ほりうち ときこ）さんプロフィール

ライター。長野県出身。大学卒業後、日本語教師などを経てフィンランドのユヴァスキュラ大学大学院に留学。コミュニケーションを専攻し修士号取得。帰国後は都内のフィンランド系機械メーカーに勤務する一方、ライター、通訳としても活動。

著書『フィンランド 豊かさのメソッド』(集英社新書)。『フィンランド人はなぜ午後 4 時に仕事が終わるのか』 ポプラ新書 ）翻訳作品『チャーム・オブ・アイス～フィギュアスケートの魅力』（サンマーク出版）

樋口一葉旧居跡

第６６回　はたらく女性の中央集会ｉｎ東京見学分科会

本郷・菊坂 樋口一葉を訪ねる 文学散歩

１０月２３日（土）１３時半

地下鉄丸ノ内線　本郷三丁目駅改札口集合

現地解散になります。

ガイド　　和田敏男さん

元駒込学園教員、駒込学園教職員組合委員長
東京私教連東部地区協議会議長歴任

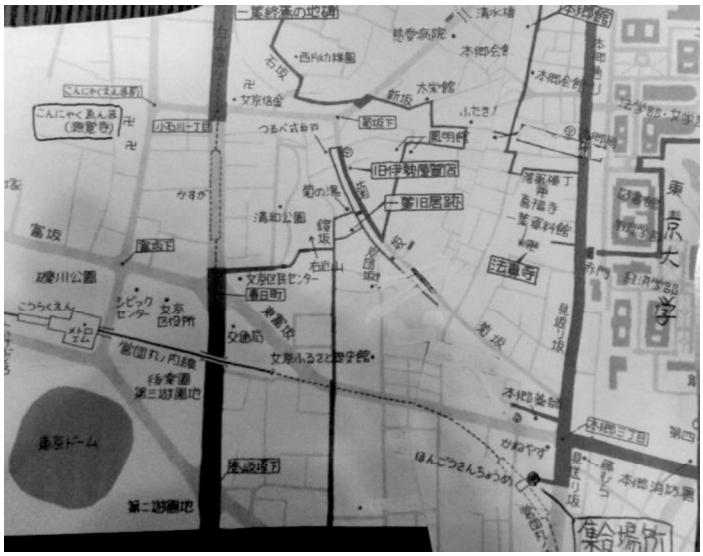

法真寺　樋口一葉像

樋口一葉は、日本で最初の女性職業作家です。

今回の文学散歩は、まず一葉が 4 歳から 9 歳まで住んだ「桜木の宿」の隣にあった法真寺（ここで毎年 11 月 23 日の一葉忌が行われます）を訪れます。次に、その貧窮ゆえに足繁く通った旧伊勢屋質店（かつての建物がそのまま保存されています）で一葉の生活をしのび、その後、『たけくらべ』『にごりえ』などの名作を書き「奇跡の１１ケ月」を過ごした丸山福山町（旧名）の一葉終焉の地を訪ねて、『にごりえ』の舞台に思いを寄せます。また、『にごりえ』に登場する蒟蒻閻魔にも寄ってみます。

今回の文学散歩には、三木ひろ子さん（鶴川高校での闘いを書いた『教師はあきらめない』著者）による『にごりえ』の朗読もあります。乞うご期待！

旧伊勢屋質店

第66回
はたらく女性の中央集会in東京
見学分科会２

寅さん記念館と
山田洋次ミュージアム
講師　浜田佳代子
（シネ･フロント編集長）

１０月２３日土曜日１３時半
京成上野駅集合
京成線柴又駅下車
徒歩で帝釈天を散策して記念館へ
現地解散になります。
参加協力費 1000 円のほかに
入館料　５００円と交通費

「よっ！労働者諸君！」
旅先から帰ってきた寅さんが、実家の団子屋の庭に隣接する小さな印刷工場で、汗水たらして働く青年たちに声をかけます。
寅さんには、悪気はないのですが、「なにを呑気に」と、タコ社長や博もあきれ顔。
そんな寅さんも、一生懸命まじめに働こうとしたことがあります。
浦安のお豆腐屋さん、北海道中標津の酪農家……

山田洋次監督が 1969 年から撮ってきた映画『男はつらいよ』シリーズ全 50 作は、恋多き男・車寅次郎の失恋の物語が展開。その一方で、高度成長からバブルの崩壊、新自由主義の加速化という時代に生まれ育ってきた、さくらと博の息子・満男の成長譚だったと言えるかもしれません。

今秋に 90 歳になる山田監督は、昨年からのコロナ禍で新作『キネマの神様』を完成させました。台詞としては出てきませんが、映画が斜陽となる 60 年ほど前の撮影所のいたるところに、「合理化反対！松竹労働組合」のステッカーが貼られています。そしてコロナ禍で営業が成り立たなくなっている現在の映画館へのエールも新たに書き加えられています。

寅さん記念館のパンフレットより

山田洋次監督が『キネマの神様』公開劇場のスタッフたちに贈った色紙

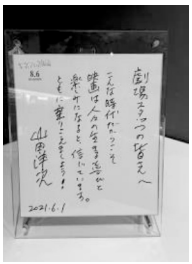

劇場スタッフのみなさんへ
こんな時代だからこそ
映画は人々の生きる喜びと
楽しみになると信じています。
ともに乗りこえましょう！
山田洋次

政府の無策で収束のめどがみえてこない今、山田さんは久しぶりに会った人たちに、開口一番、「大丈夫？　暮らしは？　体の調子は？」と尋ねます。
働く人たち、自分の人生を精いっぱい生きようとする人たちにエールをおくりつづける山田監督。

そんな山田作品の魅力の一端を、寅さんのふるさと葛飾柴又を散策しながら探ってみましょう。

誰もが働きやすい社会の実現
ジェンダー平等の視点から

第66回はたらく女性の中央集会講演
2021年10月24日
名城大学・蓑輪明子

1.　コロナ禍で起きた女性労働の問題

①雇用と貧困問題

JILPT/NHK共同調査（2020年4月からの11ヶ月間について調査）

・女性・非正規に多い雇用変動

2020年4月以降の11ヶ月間、雇用状況に大きな変化あり

女性26.3%、男性18.7%　　非正規33%、正規16.7%

・女性・非正規に多い休業手当未払い

2020年4月以降の11ヶ月間、休業（7日以上）、労働時間半減（30日以上）あった人のうち、休業手当が全く支払われていない

女性25.6%、男性17.6%　　非正規男性32.7%、非正規女性32.4%

雇用問題、貧困問題の深刻化

・首都圏青年ユニオン、NPO法人・POSSE

労働相談では、通常は男性が多いが、今回は圧倒的に非正規・女性。

・しんぐるまざーずふぉーらむ・赤石千衣子

「『お金がなくて辛い』とか『一家五人で無理心中しかないんでしょうか』とか、すごく危機的な相談が結構増えてきた」（赤石千衣子「ひとり親支援の活動から」『貧困研究』25号、2020年12月号）

・シンママ大阪応援団・寺内順子

「緊急事態宣言が出ると、それだけでシンママさんたちからＬＩＮＥに『死にたい』というタイプの深刻なメッセージが集中する」

・稲葉剛

コロナ禍以後、寄せられた相談について（通常、路上生活者には女性は少ないとされているのに）「意外だったのは、女性の相談が全体の2割を占めた （稲葉剛、小林美穂子ほか『コロナ禍の東京を駆ける』2020年、岩波書店）

雇用保障政策からの女性・非正規の排除

雇用保障の不安定さで、雇用保障政策から女性・非正規が排除

・解雇

厚労省　解雇等見込み労働者数（2021年8月29日まで）

11万3932人（うち非正規5万2881人）

・雇い止め

・シフト制労働者問題

労働時間は「シフトによる」とする契約／シフト減による一方的雇用調整

一部経営者は、シフトに入っていない間、休業手当の義務がないと主張し、休業手当を払わず、休業給付金支援金申請すら協力せず

首都圏青年ユニオン『シフト労働制黒書』

届かない政府の雇用・所得保障政策

	対象事業所	申請者と対象労働者	助成内容
雇用調整助成金コロナ特例	コロナによる経営環境悪化で休業手当支給事業所	申請者：事業者 対象者：休業している雇用保険加入者	企業に対し、休業手当支払助成（企業規模により3/4～10/10の助成率）
休業支援金・給付金	休業手当不支給事業所	申請者：事業者、労働者 対象者：コロナ関連で休業した労働者	労働者に直接、休業期間賃金の8割を支給

②ケアと労働の両立困難

・急な学校等施設の休校、子のコロナ感染時の対応
親の休暇・賃金保障があいまい
非正規ほど休業中保障されておらず

JILPT／NHK共同調査（2020年4月からの11ヶ月間について調査）
自ら離職した子育て世代の女性
14.5％が子どもの休校等を離職理由にあげる（全体は3％）

首都圏青年ユニオン　コロナ禍根の子育てアンケート
休校等の際の休暇
特別休暇で全額賃金保障／正規50％、非正規25.8％
年休で取得／正規28.9％、非正規9.7％
無休／正規7.9％、非正規45.2％

不足する政府の休校等への支援政策

	対象事業所	申請者と対象労働者	助成内容
小学校等休業対応助成金（2020年度）	子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給の特別休暇を取得させた事業主	申請者：事業主または本人（個人申請可能）	有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10
両立支援等助成金　コロナ特例（2021年度）	臨時休校等による子どもの世話を行うために労働者に有給の特別休暇を整備し、取得させた企業	申請者：事業者	企業に対し、休暇中賃金支払いの助成（1人5万円、1企業10人まで）

社会保障による所得保障からの排除

・生活保護受給からの排除
　リーマンショック時に比べても、生活保護をためらう人が多い

・背景にある水際作戦、沖合作戦
　水際作戦：申請を行えないかのような対応で申請抑制
　沖合作戦：窓口で別の支援を紹介され、生保にたどり着かず
　　→　生活困窮者自立支援法以降の共通した現象
・もう一つの背景としての扶養調査
　扶養調査により、親族に連絡が行くことを避けるため、生保申請を行わない

③エッセンシャルワーカーの困難

ケアワーカー問題：人員不足と長時間労働／感染リスク

・コロナ対応看護師
　感染リスクと暑さなどの過酷な環境、防護具の不足
・保健師
　保健所統廃合／人員削減の中で、超長時間労働
・保育
　人員不足の中で、感染対策で業務増加
・介護
　高齢者中心の労働編成で、サービス提供困難
・非正規ケアワーカーの雇用問題も発生

2.　女性労働市場と処遇の現状

2000年代　女性の労働力商品化の特徴

・子育て世代を含むあらゆる世代での労働力商品化
・サービス経済化の進展と軌を一にする
・低賃金・不安定雇用化としての女性の労働力商品化
　サービス部門の特徴でもある
・仕事と子育て・生活の両立のしにくさ
　サービス部門の長時間労働化

→　<u>コロナ禍はもともとある問題を顕在化させただけ</u>

①女性労働力の増加

女性雇用者（除役員）の動向

年	雇用者総数	女性雇用者（除役員）	雇用者中に占める女性雇用者（除役員）の割合
2000年	5356万人	2140万人	40%
2010年	5501万人	2342万人	42.6%
2019年	6004万人	2720万人	45.3%

およそ半数弱を女性が占める

②あらゆる世代の労働力商品化

・労働力化が遅れていた子育て世代の女性の労働力化が進む

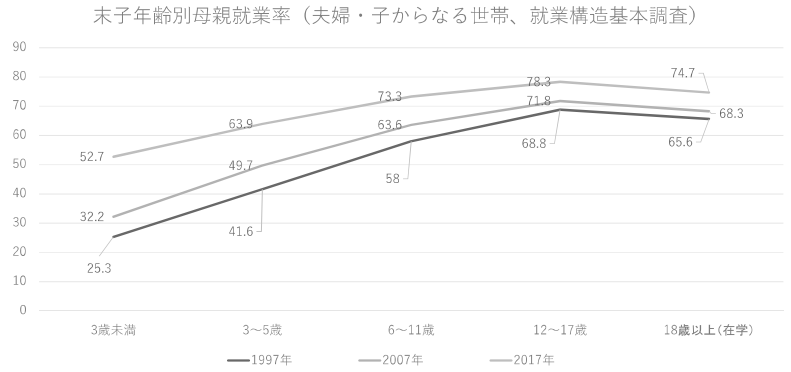

・高齢者女性就業割合も増加

女性有業者に占める各属性の割合

	1997年	2007年	2017年
65歳以上有業者	5.7%	8.4%	11.7%
子あり有業者45歳以上	17.8%	15.7%	15.1%
単身世帯	ーーーー	12.2%	13.5%
母子世帯	1.2%	2.2%	1.9%

就業構造基本調査

③サービス経済化と女性労働の拡大

サービス部門就業者の増加は医療・福祉就業者が中心
量的に多数を占めるのは、医療・福祉、卸売・小売、宿泊・飲食

上段：就業者数 下段：就業者に占める各産業の割合	製造業	建設業	情報通信業	金融・保険業	卸売・小売業	宿泊業・飲食サービス業	医療・福祉
2002年	1111 20.8%	504 9.5%	154 2.9%	161 3%	944 17.7%	301 5.6%	440 8.3%
2012年	981 17.8%	412 7.5%	181 3.3%	159 2.9%	940 17.1%	311 5.6%	677 12.3%
2019年	1016 16.9%	409 6.8%	217 3.6%	163 2.7%	986 16.4%	364 6.1%	814 13.6%
2012年→2019年	△95 △3.9%	△95 △2.7%	▲63 ▲0.7%	▲2 ▲0.3%	▲42 △1.3%	▲63 ▲0.5%	▲374 ▲5.3%

医療福祉分野の就業者増は福祉就業が多くを占める

サービス経済化の実態は公共サービス部門の拡大

	2002→2017年増加数	医療・福祉業に占める各分野の割合	
		2002年	2017年
医療・福祉	3,267,600	100%	
医療	1,006,100	60.9%	48.9%
児童福祉	470,600	13%	13.6%
老人福祉・介護（訪問介護事業を除く）	1,423,900	12.6%	25%
障がい者福祉	261,000	2.9%	4.9%
その他社会保険・社会福祉・介護事業	98,000	6.6%	5.2%

就業構造基本調査

医療・福祉、卸売・小売、宿泊・飲食サービス業は女性労働者の比率が高い

業種	製造業	建設業	情報通信業	金融・保険業	卸売・小売業	宿泊・飲食サービス業	医療・福祉
就業者数	1016	409	217	163	986	364	677
女性就業者数	299	75	62	87	519	234	625
女性就業者比率	29.4%	18.3%	28.6%	53.4%	52.6%	64.3%	76.8%

「労働力調査」2019年より作成

3. 女性労働者の低賃金・不安定雇用

①女性労働者全般の低賃金、不安定雇用

・女性非正規の多さ

正規雇用の増加数（▲108万人）を上回り、非正規雇用が増加（▲454万人）

女性非正規雇用比率が上昇/男性非正規雇用比率よりも依然高い

	女性雇用者数		非正規雇用比率	
	正規雇用	非正規雇用	男性	女性
2002年	1052	1021	15%	49.3%
2012年	1042	1249	19.7%	54.5%
2019年	1160	1475	22.8%	56%

単位万人、労働力調査

・女性非正規の低賃金

	短時間労働者時給	正規以外の一般労働者時給
女性	1127円	1376円
男性	1207円	1793円

「賃金構造基本統計調査」2019年、正規以外の一般労働者は賞与を含め、試算

フルタイム非正規　年収300万円未満　90.2%（就業構造基本調査、2017年）

・女性非正規の雇用の不安定さ

女性雇用者のうち、52.3%が有期雇用

有期・無期を問わず、シフト制労働による不安定さも存在

• 女性正規雇用の低賃金

一般労働者・正規男女別推定時間給（賃金構造基本統計調査、2019年）

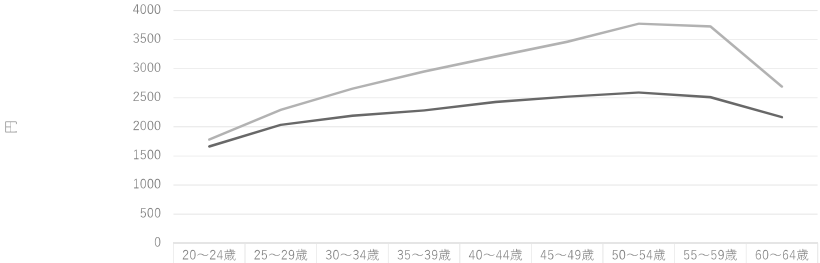

	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
一般労働者・正規（女）	1664	2036	2191	2282	2430	2519	2590	2511	2164
一般労働者・正規（男）	1781	2293	2656	2950	3207	3461	3773	3726	2692

女性正規雇用者のうち、年収300万未満48.2%

（男性は20.2%、就業構造基本調査2017年）

最賃周辺層の増大

図1　所定内時間給が〈最低賃金全国加重平均額＋α〉未満の労働者の割合

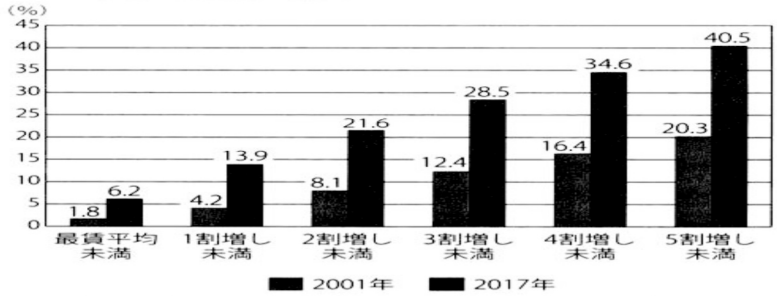

注）5人以上企業，男女労働者計（短時間労働者含む）。最賃額の年度はその年の10月改訂時からのもの。

出所）「賃金構造基本統計調査」より作成。

図3　非正規フルタイム労働者の〈最賃+α〉未満の割合

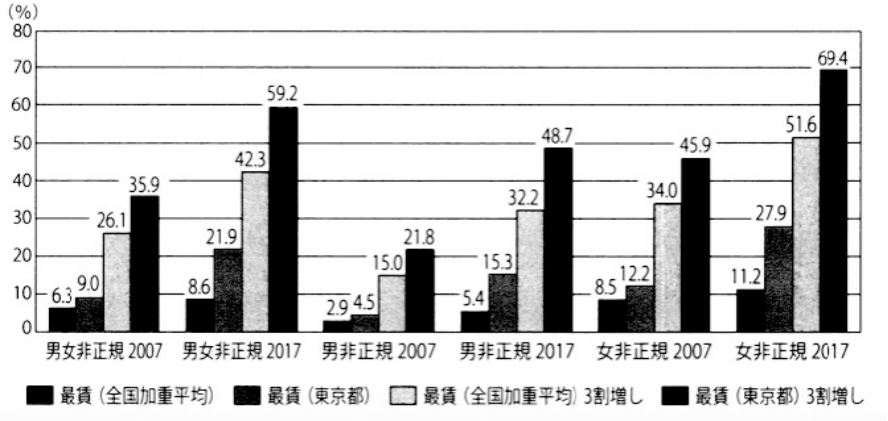

図2　正規雇用労働者の〈最賃+α〉未満の割合

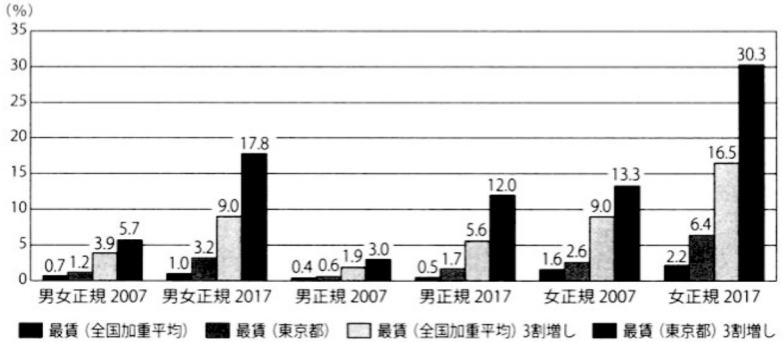

注）10人以上企業。
出所）「賃金構造基本統計調査」より作成。最賃額は2007年度，2017年度のものを使用。

②依然として困難なケア/生活と仕事の両立

正規労働者の長時間労働の標準構造（就業構造基本調査2017年）

年間200日以上労働	男性正規労働者	女性正規労働者
週43時間以上労働	68.2%	48.5%
週60時間以上労働	14.4%	6.3%

2007→2017年で、週60時間以上労働する正規女性の割合は▲0.4%（▲100,500人）

非正規の両立支援からの排除

	妊娠前派遣・パート	妊娠前正規
第1子1歳時の母親就業割合	25.2%	62.2%

第15回出生動向基本調査（夫婦調査）、2010～2014年に第１子出産の母親

③サービス部門における女性の低賃金・長時間労働の傾向

下記の特徴はサービス部門労働にも顕著

1）女性非正規雇用の低賃金、不安定雇用の傾向

2）女性正規雇用の低賃金、長時間労働の傾向

→ケアや生活と仕事の両立困難

サービス部門の低賃金・長時間構造

		卸売・小売業		社会保険・社会福祉・介護		宿泊・飲食サービス	
		女性	男性	女性	男性	女性	男性
①時給	一般労働者	1927円	2900円	1844円	2121円	1487円	2015円
	短時間労働者	1041円	1085円	介護　1140円 保育　1147円	---------	1021円	1025円
②正規雇用の労働時間	週43時間以上	64%（女性46.6%）		48.2%（女性43.7%）		71%（女性59%）	
	週60時間以上	12.8%（女性5.3%）		5.8%（女性3.2%）		25.2%（女性12.7%）	
③非正規雇用比率		42.7%（うち女性75.5%）		46.6%（うち女性87.3%）		62.3%（うち女性74.6%）	

①が「賃金構造基本統計調査」2019年、②③は「就業構造基本調査」2017年

サービス部門の時間外労働の常態化

・医療/保育/介護
必要業務を時間外でおこなうことが常態化
人手不足による長時間労働化
背景としての市場化／公的財政支出の不足

・小売業/宿泊業
規制緩和による長時間営業
長時間労働不可能な労働者の低処遇の容認

フォーマルなケア労働の時間外労働／未払い労働
保育士：月時間外平均18.9時間（うち支払4.2時間）
愛知県保育労働実態調査／2017-2018年

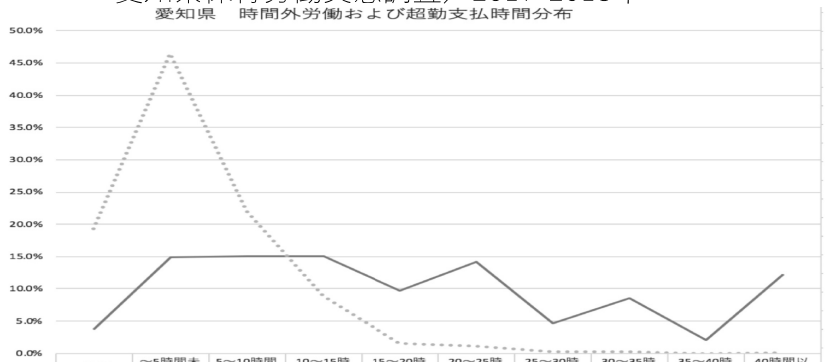

	0時間	～5時間未満	5～10時間未満	10～15時間未満	15～20時間未満	20～25時間未満	25～30時間未満	30～35時間未満	35～40時間未満	40時間以上
時間外	3.7%	14.9%	15.0%	15.1%	9.6%	14.1%	4.7%	8.6%	2.1%	12.1%
超勤支払	19.3%	46.5%	22.0%	8.9%	1.6%	1.1%	0.2%	0.2%	0.0%	0.1%

3．なぜ、女性労働問題が生じたのか

日本資本主義の構造問題
経済構造：低賃金による国際競争力＋国内市場の脆弱性
　　女性差別／最低規制の「不在」
生活構造：一人で食べて子育てできる生活保障システムの未確立
　　貧困に陥るならば、家族の私的扶助で「対応」
Cf.　福祉国家
賃金＋公的社会保障・社会サービスで、一人でも子育てできる生活保障システム
福祉国家の下支えによる労働者の購買力強化と国内市場形成

①後発国型の資本主義（明治期～戦後直後）

低賃金を競争力源泉とした
輸出主導型経済
→国内市場の脆弱性と低賃金労働
→低賃金、家計補助型労働の一般化
若年低賃金女性労働者への依存
1930年頃までの男性不安定就労

②日本型雇用による〈平等〉の問題点（高度成長期＋オイルショック後の低成長期）

日本型雇用の保障による国内市場形成

〈日本型雇用〉とは
終身雇用、年功賃金、企業内福利などの特徴をもつ雇用
戦後は日本企業の国際競争力の源泉として、国際的に注目
雇用保障と引き換えに強い企業支配を可能とするものと批判

→日本型雇用の狭さと外側の放置
→〈男性稼ぎ手＋妻家事役割〉家族モデルを前提とした脆弱な社会保障、社会サービス

図表５－１　年齢別賃金と家族給付の日・仏比較（男子生産労働者）

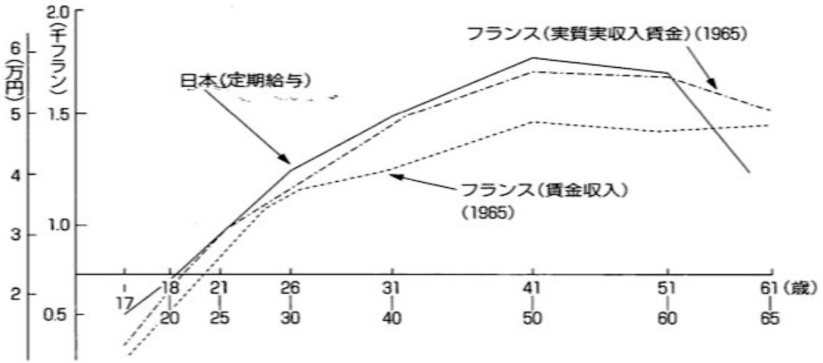

注：「実質実収入賃金」は、賃金から社会保険や税金などを差し引き、児童手当などの種々の家族給付を加えた実収入を示す。
日本：労働省「1967年賃金構造基本統計」、フランス：INSEE「1965年商工業賃金統計」。金箱阜氏による。
出所：労働経済研究所編『労働組合運動に生きる一石垣辰男の仕事』光陽出版社、1994年、19頁。

図表５－２　建設職人と一般労働者の賃金カーブ（日給に換算）

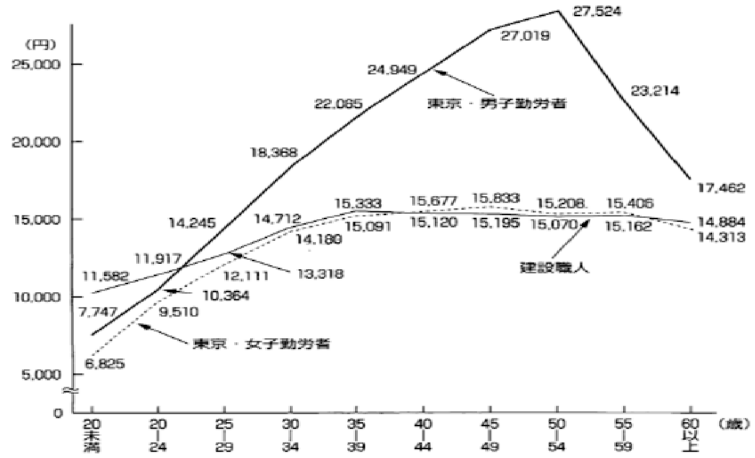

注：東京土建『東京土建42回大会資料集』1989年、一般勤労者は1987年６月、建設職人は1988年５月の調査。
出所：『労働問題実践シリーズ５　労働組合を創る』大月書店。

③新自由主義構造改革とグローバル化（90年代後半～現代）

・日本企業のグローバル化

90年代後半以降の海外移転（7割の製造業企業が海外生産）

産業の空洞化、雇用縮小→労働者の処遇低下と競争激化

＊NHK「総務も人事も中国へ」

ニッセンの総務部門アウトソーシング／5500円から750円へ

・日本の新自由主義化

労働市場の規制緩和／社会保障の給付抑制

財源は直接税（累進課税）から間接税へ

資料① 派遣労働者数推移

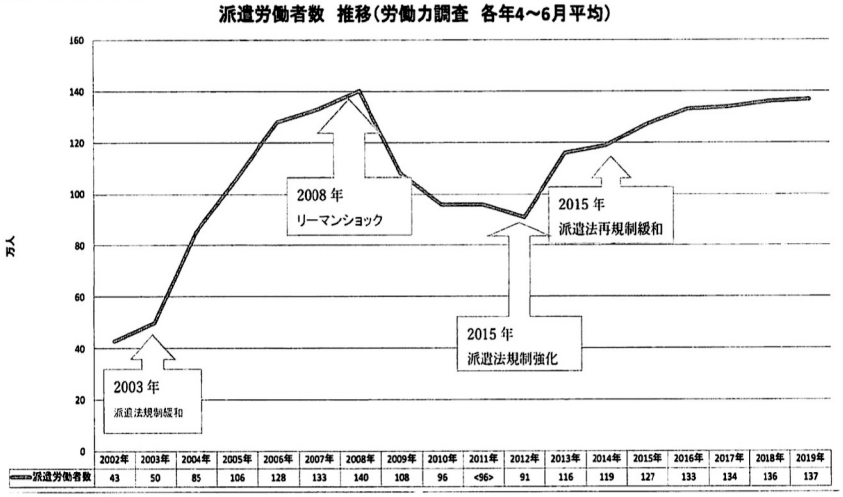

	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
派遣労働者数	43	50	85	106	128	133	140	108	96	<96>	91	116	119	127	133	134	136	137

図２　日本における租税構造（税収の対GDP比）

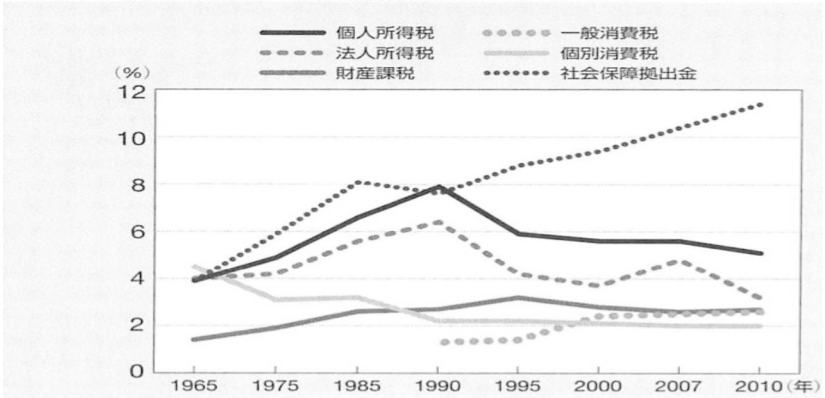

出典：OECD（2012）Revenue Statistics 1965-2011, OECD Publishing より作成。

富の資本・富裕層の独占と貧困化

図１　大企業における経常利益・配当金・従業員給与の推移

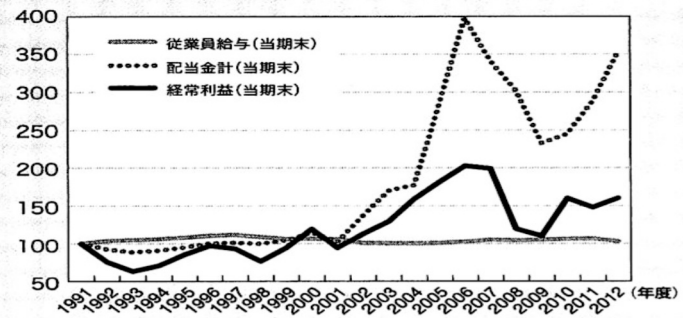

注：全産業ベース。大企業＝資本金10億円以上。1991年＝100。
出典：「法人企業統計」（財務省）より作成。

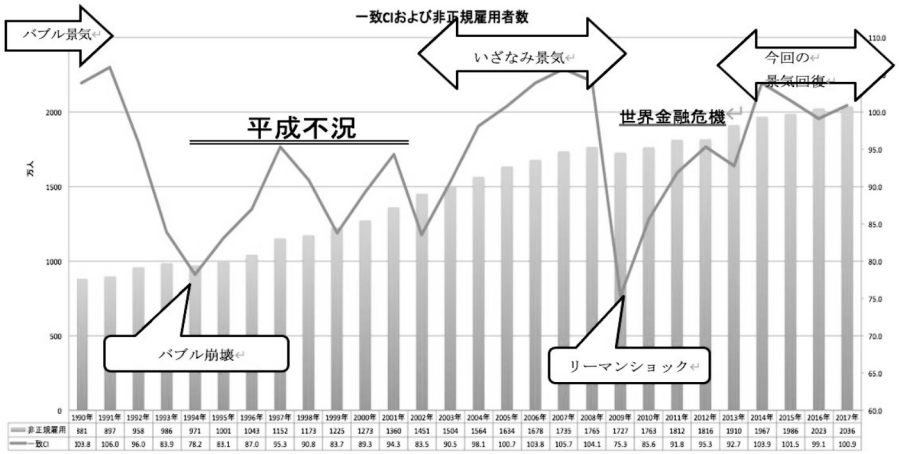

	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
非正規雇用	881	897	958	986	971	1001	1043	1152	1173	1225	1273	1360	1451	1504	1564	1634	1678	1735	1765	1727	1763	1812	1816	1910	1967	1986	2023	2036
一致CI	103.8	106.0	96.0	83.9	78.2	83.1	87.0	95.3	90.8	83.7	89.3	94.3	83.5	90.5	98.1	100.7	103.8	105.7	104.1	75.3	85.6	91.8	95.3	92.7	103.9	101.5	99.1	100.9

「景気動向指数」（2015 年を 100）および「労働力調査」（労働力特別調査は 2 月分、労働力調査詳細結果は各年次）より作成。
一致 CI：景気動向を表す指数。雇用や生産など、景気に関する複数の指標を参考に算出。上記グラフは 2015 年を 100 とする。

労働者階級の生活構造の変容

家族総出の労働力商品化＋脆弱な社会保障＋市場化された社会サービス

→〈男性稼ぎ手＋妻家事役割〉家族モデルから多就業家族モデルへ

→　共働きによる生活維持が自己責任に

→「最賃労働者」の広がりとワーキングプアの社会問題化

男性稼ぎ手モデルの脆弱化／共働き化

夫婦子からなる世帯（末子18歳以上在学者）の世帯所得分布

世帯所得	1997年	2007年	2017年	1997→2017年
600万未満	17.2	23.1	22.9	▲5.7
800万以上	65	58.5	57.1	△7.9

夫婦子からなる世帯（末子18歳以上在学者）父所得分布

父所得	1997年	2007年	2017年	1997→2017年
600万未満	31.6	38.2	41.8	▲10.2
800万以上	43.9	35.3	32.7	△11.2

3.　女性労働問題克服のために何が必要か

①最低賃金＋公的な社会保障・社会サービスで一人でも暮らせる生活システムの構築

②上記政策を基軸とした国内地域産業の保護と再建

③上記政策を可能とする財政づくり

①最低賃金＋公的な社会保障、社会サービスで、一人でも暮らせる生活システムの構築

最低賃金の最低生活費の水準まで引き上げる
家族形成による必要費用の増加は、公的所得保障＋社会サービスの現物給付

＊「一人で」という点の重要性
＊家族形成は共働き／子ども向け手当＋現物給付で
＊週40時間働かない人には手当を
離職者への育児手当、在職者への所得保障付き育児時短など

②①に支えられた国内地域産業の保護と再建

国内消費需要を中軸に据えた地域経済の再建／地元中小企業支援
＊生産性向上のテコとしての最低賃金論（アトキンソン）と2020年「中小企業白書」（競争力強化か消費重視経済か）

Cf. 公的社会保障と社会サービスを中軸とする経済循環
イギリスでの様々なとりくみ
プレストン・モデル（アンカー機関の公共調達を地元企業に切り替え）
ユニバーサル・ベーシックサービス（基礎的サービスをニーズに基づき保障）
ファンデーショナル・エコノミー（成長産業でなく生活に必要な産業を重視）

③ケアと就労の両立可能なしくみづくり

フォーマル・インフォーマルなケアの重視
◎フォーマルなケア（家族の外で社会的に行われるケア）
　公的に平等に提供されるケア供給体制の再建
　ケア労働者の処遇改善（労働時間＋賃金）
　＊ケアの組織者としてのケア労働者
◎インフォーマルなケア（家族など私的に行われるケア）
　インフォーマルケアが可能な制度整備
　育児・介護に関わる所得保障付き休暇・時短の充実
　労働者全体の労働時間規制
　＊ケアレスマンモデル労働からケアヒューマンモデル労働へ

④公的社会保障と社会サービスを支える財政づくり

・累進的な課税による所得再分配
累進課税：所得に応じて応分の課税を行う税制
所得再分配：国家租税を財源に低所得の階層／領域に社会保障・社会サービスで分配
＊消費税の問題点

・租税負担可能な経済づくり
賃金の下限規制の強化で、労働者の租税負担能力を支える
地域の中小企業経営を支えることで、企業の租税能力を強化
＊累進性なき社会保険料率の引き上げ
＊女性の就労調整問題

おわりに--トータルな政策と運動の必要性

新自由主義の帰結としての〈分断の時代〉

分断をつくり出す政策か、連帯をつくり出す政策か

・ある階層を支えるある政策が、別の階層を苦しめる政策に

・自民党コロナ対策はその典型

ex.最賃と中小企業／休校・登園自粛が親を苦しめる

→　勤労諸階層の生活向上の視点から、連帯可能な総合的な政策提言と運動が必要

参考文献

植上一希、二宮元、蓑輪明子ほか「コロナ禍がつきつける大学・若者の教育と社会・政治変革の課題」唯物論研究協会『唯物論研究年紙』2021年10月刊行予定、大月書店

後藤道夫・中澤秀一・福祉国家構想研究会ほか『最低賃金1500円がつくる仕事と暮らし』大月書店、2018年

柴田努ほか編著『図説経済の論点』旬報社

中西新太郎・蓑輪明子編著『キーワードで読む現代日本社会』旬報社、2010年

蓑輪明子「コロナ禍における生活困窮」『都市問題』112巻7号、2021年

蓑輪明子「ジェンダー平等戦略を改めて考える」『経済』2021年3月号

蓑輪明子「家族の多就業化から見る学生の貧困」『子ども白書2010年』ぁもがわ出版、2021年

第 66 回はたらく女性の中央集会 in 東京
スローガン

コロナ禍を乗りこえ、憲法が生きる社会を実現しよう！

ジェンダー平等、均等待遇、ハラスメント根絶

いのち・くらし・平和まもる女性の共同を

基調報告

はじめに

はたらく女性の中央集会は、女性労働者や自営業・農山漁村ではたらく女性たちが要求をもちより、はたらく権利と雇用・くらし・平和を守り、女性の地位向上と男女平等の実現をめざし、交流・学習・討論する場です。

この間、世界と日本で女性に対するハラスメントに声を上げる＃Me too 運動が大きく広がっています。2021 年 2 月には、オリパラ前組織委員会会長による女性蔑視発言に対して、多くの女性が声を上げ辞任に追い込みました。また、女性差別撤廃条約選択議定書批准を求める女性たちの共同の運動もさらに広がりました。

6 月に行われた ILO 総会では「仕事の世界における暴力とハラスメントの除去に関する条約」が発効されました。日本は早急に条約に批准し、世界の水準を日本のあたり前にするべきです。

国連のアントニオ・グテーレス事務総長は、1 月 28 日の総会で、今年、国連が取り組む優先課題として、新型ウイルス対策や気候変動対策、核軍縮と核不拡散など 10 のテーマを挙げました。テーマの一つである、ジェンダー平等は、「世界最大の人権課題」と述べ、女性のリーダーシップは、流れを変えるために必要な要素で、深く根を張って構造やモデルを変える時が来ている、女性の無給のケア労働、ケア経済への資金投入は経済成長とパンミックからの復興の起爆剤だと呼びかけています

一方、2020 年当初から続くコロナパンデミックに対し、安倍・菅政権は、無為無策を続けてきました。2020 年 9 月に安倍政治を引き継いだ菅政権ですが、オリンピック・パラリンピックを強行開催し、コロナ感染爆発の状況をつくり、医療崩壊を招く中、9 月 3 日には、国民世論と運動に追い詰められた結果、自民党総裁選に出馬しないとし、政権を投げ出しました。岸田文雄首相となったものの、今までの安倍・菅政権を引き継ぎ、強権政治と新自由主義経済を改めるものではありません。

誰もが安心して、自分らしく生き、暮らせる社会の実現のために、日本国憲法・女性差別撤廃条約が生かされる社会をつくるために、さらに女性の共同を広げ、10 月末の総選挙では政治を変えていきましょう。

Ⅰ.情勢の特徴

（1） 女性たちの運動が情勢を動かしている

4 月 25 日投開票の 3 つの国政選挙では、「ジェンダー平等」を公約に掲げた候補者が、全員当選となりました。4 月 17 日、18 日に広島県労連女性センターは、新婦人広島県本部と共催で、「選挙に行こう」街頭宣伝を行い、9 団体のべ 50 人以上が参加し、「女性の声で政治を変えよう」「女性参政権行使から 75 年ジェンダー平等の実現を」「金権政治はもうごめん！」などを各分野の代表者が訴えました。

男女平等度の指標となる「ジェンダー・ギャップ指数」で、2021 年版の政治参画分野で、日本は 156 か国中 147 位と異例の低さとなっていますが、今回の東京都議選での女性当選者は 41 人となり、過去最多を更新。当選者のうち女性が占める割合は、32%となりました。女性の立候補者は 77 人で過去最多だった前回の 65 人を 12 人上回りました。政党別では、上位から共産党 14 人、都民ファーストの会 12 人、自民党と立憲民主党がそれぞれ 4 人と続きました。

「ジェンダー平等」を公約に勝利した 4 月の国政選挙に加え、7 月の東京都議選での女性当選者の比率が 3 割を超えたことは、日本のジェンダー平等ギャップを埋めるうえでも重要な一歩となりました。11 月末に行われる総選挙で私たちが望む新政権を実現することは、ジェンダー視点をいかした日本をつくり、女性はもとより、社会的に弱い立場である人々を守ることに繋がります。

（2）ハラスメント禁止法制定を

2016 年に制定された「女性活躍推進法」は、少子高齢化により将来的な労働力の減少が予想される中で、女性が働きやすい環境づくりを企業に求めたものです。2020 年 6 月厚労省は、「女性活躍」と「ハラスメント防止対策」の法改正を行った主旨として、次の理由をあげています。「女性労働者の総労働人口が増えたものの、国際的にみると出産・子育て期に労働力率が下がる、「M 字カーブ」の底や女性管理職の割合はいまだに低い」、ハラスメントについても、「職場での『いじめ・嫌がらせ』の相談件数が年々増加しており、全国の都道府県労働局の総合労働相談コーナーに寄せられたいじめ・嫌がらせに関する相談は 8 万件、事業主に防止措置義務が課されているセクシャルハラスメントについては、年間約 7,000 件寄せられている」とし、「パワハラ・セクハラの防止対策は喫緊の課題」としています。

2020 年 11 月 25 日の、「女性に対する暴力撤廃国際デー」で、日本婦人団体連合会は、国際キャンペーンに連帯した行動として、国会議員会館前で女性たちのアピール・リレートークを行いました。16 団体 22 人が参加し、コロナ禍での暴力や、セクハラなどのハラスメントをなくせとそれぞれの立場からアピールしました。DPI 女性障害者ネットワークが飛び入り参加し、障害女性に対する性暴力被害の実態と法規制を求め発言しました。国連は、「女性に対する暴力撤廃国際デー」の 11 月 25 日から 12 月 10 日（人権デー）までをジェンダーに基づく暴力撤廃に向けたグローバルキャンペーンと位置づけ、行動を呼びかけています。

（3）最低賃金の引き上げと全国一律最低賃金制を求める世論の広がり

世界経済フォーラムが発表したジェンダーギャップ指数で日本は 120 位でした。日本の順位が低い大きな要因に男女の経済格差があります。女性労働者の 6 割近くは非正規労働者であり、そのなかでもパート労働者が多数を占めています。男性正規労働者の賃金水準を 10 割とした場合、女性非正規労働者の賃金水準は 3 割を超えていません。最賃ラインで働く女性労働者が多数いることから、男女賃金格差是正のために最低賃金を引き上げる意義は大きいです。

また、長時間労働が蔓延し、ワークライフバランスを実現する施策が整わず、性別役割分担意識が払しょくされない中で、女性労働者は、非正規雇用を選ばざるを得ない状況にあります。「女性が輝いて」働くためには、長時間労働の解消とともに、「8 時間働けばふつうに暮らせる賃金」の実現が求められます。加えて、男女ともに残業しなくても暮らせる賃金を保障するために、最低賃金の引き上げが必要です。

労働組合が行った「最低生計費試算調査」では、人間らしく暮らすためには、最賃は「全国どこで時給 1500 円が必要」との結果が出ています。

6 月 30 日、労働政策研究・研修機構は、厚労省の要請で、諸外国（イギリス、フランス、ドイツ、アメリカ、韓国）の最低賃金について調査結果を報告していますが、2020 年に世界で急拡大した新型コロナウイルス禍の中で、いずれの国においても、労働市場や経済状況を考慮しつつ、各国の事情に応じた要素を加味しながら最低賃金の引き上げを実施していることが明らかになったとしています。

7 月 16 日に、中央最低賃金審議会が発表した 2021 年度最低賃金は、全てのランクで引上げを決定したものの「28 円」の目安額は、私たちが求めてきた「全国一律 1500 円以上」には程遠く、目安の一律 28 円の引き上げでは現状の 221 円もの地域格差があることは遺憾であり、コロナ禍の今こそ、国は責任を持って、国民の生活を保障することが求められます。

（4）社会保障の実際

政府は、コロナ禍のなか、年金・労働・医療・介護・少子化対策など、社会保障全般にわたる持続可能な改革だとしたまやかしの全世代型社会保障検討会議を昨年末に再開しました。中身は、「働き方改革」のもと、死ぬまで働けと言わんばかりのものです。4 月 1 日からは、公的年金の支給額 0.1%引き下げ、65 歳以上の介護保険料の値上げ、商品等の値札に消費税込みの価格を示す「総額表示」を義務化しました。また、飲食業での値上げや、コンビニ ATM の手数料値上げ等、コロナウイルスの影響でくらしや経済が大打撃を受けているにも関わらず国民のくらしを圧迫する改悪ばかりの制度をすすめ、通常国会で「75 歳以上医療費 2 倍化」をはじめとした負担増法案が成立しました。

医療機関や重症化リスクの高い介護事業所などの福祉施設は、病床がひっ迫する状態が続いてきました。クラスターが発生するなかでも、医療や福祉現場を支える労働者は社会生活の維持に欠かせないエッセンシャルワーカーとして、必死に業務にあたってきました。しかし、医療機関や介護事業所などの減収に対する国の支援は不十分で、職員の一時金が減額されるなど、その役割と矛盾した事態が生まれています。

菅政権初となる 2021 年の「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太方針・6 月 18 日）では、「成長を生み出す 4 つの原動力の推進」を挙げましたが、中身は、社会保障の削減を続ける方針を示し、大企業の要求に沿うデジタル化やカジノ推進を掲げました。また団塊の世代が 22 年度から 75 歳以上になり始めるとして、給付と負担のバランスの名で社会保障費のさらなる削減を打ち出しました。政府はすでに 16 から 21 年度の 6 年間で社会保障費の伸びを合計 8300 億円削減し、高齢化などによる自然増分も削り込む姿勢を示しています。

一方で、官民挙げたデジタル化の加速として、マイナンバーカードを22年度末までに全国民に行き渡らせる方針です。健康保険証、運転免許証との一体化に取り組むとしていますが、菅政権が進めるデジタル化は、大企業のもうけのためのものであり、個人データの利活用を広げる政策であり、個人情報の保護をはじめ権利を守る法規制をなおざりにすることは断じて許されません。

加えて、政府がこの間すすめてきた消費税増税や賃金抑制は、国民や中小企業の疲弊を増加させるものとなっています。経済好循環を目指すのであれば、大企業を優遇する政治から国民の暮らしを優先する政治への転換と、消費税の減税・廃止、大幅な賃上げ、社会保障の拡充こそ必要です。

（5）憲法をいかし、国民のいのち守る政治への転換を

6月11日、自民、公明両党、日本維新の会が推し進めてきた改憲手続きのための改定国民投票法が参院本会議で賛成多数で可決、成立しました。立憲民主党は修正で合意し、国民民主党も賛成しましたが、国民の多くは、「改憲」は望んでいません。「憲法9条」は、先の戦争を経験した先人たちが、戦争は2度と繰り返してはならないという強い思いからつくられたものです。引き続き、「改憲」を阻止する世論と運動をさらに広げることが重要です。

9月3日、菅義偉首相は、自民党総裁選に出馬しないことを明らかにしました。コロナ感染発生後1年半が経過しましたが、事実上の退陣表明であり、約1年で政権を投げ出すことになったのは、国民世論と運動に追い詰められた結果です。自民党は、9月29日に、総裁選を行い岸田文雄前政調会長が選出されましたが、政治の中身は、これまでの路線を継承することに変わりはありません。

コロナ対策だけでなく、悪政を推進してきた自民・公明の与党には重大な責任があります。10月末には、衆議院選挙が行われます。今こそ市民と野党が本気の共闘の力を発揮し、憲法をいかし、国民のいのちを守る政治への転換が重要です。

（6）米軍基地強化反対、核兵器なくせの世論の高まり

1996年、日米両政府による普天間基地の全面返還の合意から既に、四半世紀が経ちましたが、政府は、普天間基地の危険性を一日も早く除去するためにと、辺野古移設に固執しています。工事は更に12年以上かかるとして、費用は1兆円近くに拡大することが明らかになっています。加えて、埋め立てに使用している土砂は、沖縄戦没者の遺骨が発見され、現時点でも、遺骨収集と鑑定作業などが続けられている地域です。このことは、戦没者への冒涜であり、沖縄の民意を無視し、見通しのない工事に巨額の税金を使うなど、到底許されるものでありません。

6月15日には、米軍や自衛隊の基地周辺などに暮らす住民を調査・監視し、必要があれば土地・建物の利用を制限する土地利用規制法案を成立させました。この法案は、必要時に利用状況に関する報告を求めることを可能とし、利用中止の勧告・命令に応じない場合は、懲役（2年以下）または罰金（200万円以下）が科されます。土地利用規制法案は、国民の基本的人権を侵害し、不当に制約するものであり、また「戦争できる国づくり」のための特定秘密保護法、共謀罪法などとともに、戦争法と一体のものです。土地利用規制法の廃止を求める運動の強化が必要です。

2017年に国連で採択された核兵器禁止条約は、発効に必要な50の批准国に達し、今年1月22日に発効しました。この条約は、核保有国を追い詰め、NPT（核兵器不拡散条約）6条の義務（「核保有国は核軍縮を誠実に履行する」）と「核兵器廃絶の明確な約束」など再検討会議の合意の実行を迫る大きな力がありますが、日本は、世界唯一の被爆国なのに、未だ批准していません。加えて、政府は、東京電力福島

原発事故処理で発生している、放射性物質トリチウムを含む処理水の海洋放出方針を決めていることから、被爆国としての姿勢が問われています。

こうした中、7 月 26 日、放射性物質を含む「黒い雨」により健康被害を受けたとした住民ら 84 人を被爆者と認めた広島高裁の判決を受け、菅首相は上告を断念しました。これは、被爆者らの長年にわたる運動と世論が動かしたものです

8 月に開催された世界大会は、国連、諸国政府、市民社会が共同して、核保有国に対し「違法な核兵器を廃絶せよ」「禁止条約に参加せよ」と参加促進をする重要な大会となり、核兵器禁止条約の批准など各国の運動の交流が行われました。また、10 月の国連総会、2022 年 1 月の NPT 再検討会議と核兵器禁止条約締結国会議に向けて、核兵器廃絶を求める声を大きくする行動を呼びかけました。

（7）今必要なのは、いのち・くらしを守る政策予算の拡充

消費税は、社会保障の充実を目的に 31 年前に導入されました。しかし、実際は、大企業・富裕層減税の穴埋めと、労働者の収入減によって減った税収分に充てられました。その結果、大企業の内部留保は、459 兆円（2019 年）となりましたが、消費税 10％の増税によって、国民の一世帯あたりの実質消費支出は、20 万円も落ち込んでいます。その一方で、軍事予算は連続増額し、2021 年は過去最大の約 5 兆 5 億円です。トランプ前米政権の圧力で米国製高額兵器の「爆買い」が押し付けられ、その調達が続き、日本国民の多額の税金が米政府や米軍需企業に流れています。

コロナ禍の中、50 の諸外国では消費税が減税されました。イギリス、マレーシア、ドイツ、コロンビア、オーストラリア等では、飲食、観光業、レストランやカフェ等での減税が行われ、ウクライナや、ウズベキスタン、チェコ、コスタリカ等では、文化・スポーツ活動を減税での支援の他、イタリアやフランス、スペインなど医療用品について減免する国もあります。また、韓国では個人事業主の付加価値納税の免除、中国では中小業者の標準税率を減税しています。アメリカ、イギリス、カナダでは、富裕層・大企業の法人税率を引き上げ、コロナ対策や公平な負担を求める税制改革を進めようとしています。

コロナ禍の今こそ、必要なのは、国民のいのちとくらしを守る政策予算の拡充です。消費税増税はやめること、そして消費税頼みの不公平、不公正な財政運営の見直しと、消費税率の引き下げは喫緊の課題です。

（8）食料輸入依存の政策の転換を

2021 年 4 月 29 日参院本会議で、地域的な包括的経済連携協定（RCEP）が可決されました。今回の RCEP には、日本、中国、韓国や東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国など 15 ヵ国が署名していますが、RCEP で多くの野菜や果物の関税が撤廃されると、輸入生鮮野菜の 80％を RCEP 署名国が占めており、野菜・果実などの関税が撤廃されることで、農業全体で約 5600 億円、野菜・果実は 856 億円の生産額の減少が見込まれることから、国内生産への影響は避けられないことが指摘されています。

この間、日本では TPP の導入による自由貿易化が進んだことで、将来に展望が見いだせず、農業の担い手が減り、供給量が落ち食料自給率は 37％にまで下落し輸入依存の食料政策になっています。

農業生産の担い手の高齢化と急速な減少のなかで、農業従事者の暮らしを成り立たせる施策が求められているにもかかわらず、アメリカや財界の言いなりに食料を外国にゆだね、農産物の輸入自由化、農業切り捨ての政治を続けることは許されません。輸入自由化路線をやめ食料主権を確立すること、農林漁業・畜産業の多面的な発展、価格保障や所得補償などによる農業経営条件の抜本的な改善、若者が安心し

て就農できる条件の整備などで大小多様な家族経営が成り立ち、農業の多様な担い手を大幅に増やすことが求められています

（9）生理の貧困をなくすとりくみ

2017 年、国際 NGO のプラン・インターナショナルは、イギリスで初めて「生理の貧困」の調査を実施しました。以後、世界各地で話題にすることを避けられがちな月経について話し、考え、生理や「生理の貧困」の影響を明らかにするための取り組みが進みました。

「生理の貧困」は、経済的な制約により生理用品を買えない状態と定義されています。多くの人が生理用品を当たり前のものとして考えていますが、年間にして 1 カ月、平均 35～40 年間に渡って必要とされるため、決して安価なものではありません。

日本においても、国際 NGO プラン・インターナショナルが 3 月に行ったインターネット調査により、日本の生理の貧困の状況が可視化されました。

このこと改善するために、国内でも多くの運動が進みました。新婦人は、47 都道府県 361 自治体へ申し入れを行い、生理用品の設置が予算についた県もあります。

こうした運動が、国を動かすことにつながっています。6 月には加藤勝信官房長官が「「生理の貧困にある女性や女子たちへの寄り添った相談支援の推進」「今まさに取り組むべき施策だ」と発言しました。また、内閣府は調査を実施し全国の 30％余りの自治体が、学校や公共施設のトイレで無料配布するなど支援策を講じていることが分かりました。(7 月 20 日時点) 学校や公共施設のトイレで生理用品を無料で配布するなどの支援策を講じているのは 581 の自治体で、全体のおよそ 32％となり、前回、5 月時点での初めての調査に比べて、およそ 18 ポイント高くなっています。支援物資の調達方法としては防災用の備蓄を活用している自治体が最も多く、独自に予算措置を講じたり企業や住民から寄付を受けたりしている自治体もありました。また都道府県別でみると、支援策の実施率が最も高かったのが広島の 79％で、次いで東京の 76％、神奈川の 74％などとなりました。

（１０）めざせ 20 人学級

全日本教職員組合をはじめ、多くの人が望み運動を続けた、小人数学級が、約 40 年ぶりに前進することになりました。今後、5 年計画で 35 人学級が実施されることになります。一方で、政府は、「GIGA スクール構想」に基づく教育の ICT 化のために多額の予算をつけていますが、今、必要なのは、一人ひとりの子どもが大切される、ゆきとどいた教育と、教職員定数の抜本的改善です。この春から、教育予算の増額と 20 人学級、教職員定定数の抜本改善、教育無償の推進をめざした新署名がスタートしています。

Ⅱはたらく女性の実情

世界の目標・水準を当たり前に　ジェンダーギャップ指数を解消することが喫緊の課題

総務省が発表した2020年の労働力調査（基本集計）によると、2020年の平均就業者数は6676万人と、前年に比べ48万人減少（8年ぶりの減少）となりました。内訳は男性3709万人（24万人減少）、女性2968万人（24万人減少）となり、年齢別では15～64歳の就業者数は5771万人（61万人減少）に対して、65歳以上の就業者数は906万人と14万人増加しています。

2020年平均完全失業率は2.8％と、前年に比べ0.4ポイント上昇（11年ぶりの上昇）、完全失業者数は191万人と29万人増加（11年ぶりの増加）となりました。内訳は男性が3.0％（0.5％上昇）、女性は2.5％（0.3ポイント上昇）でした。

2020年平均の正規の職員・従業員数は3539万人と、前年に比べ36万人増加（6年連続の 増加）しています。男性2345万人と3万人の増加、女性1194万人と33万 人の増加。年齢階級別にみると、15～64歳は3419万人と30万人の増加、65歳以上は120万人と 6万人の増加 となっています。

一方で、非正規の職員・従業員数は2090万人と75万人減少 となりました。男性665万人と26万人の減少に対して、女性1425万人と 50万人もの減少となり、非正規男性と比べても2倍以上の落ち込みとなっています。男性と比較した場合、女性は、正規従業者の 33.7％、パート・アルバイトの 75.9％、派遣社員の61.2％、非正規従業員の約68.2％を占めています。

また、3月1日に、野村総合研究所が出した報告書によれば、仕事が半分以下に減り休業手当が出ないバイト「実質的失業者」については、女性103万人、男性43万人であることから、女性が雇用の調整弁として扱われているのがよくわかります。

警察庁と厚労省が3月16日に発表した20年の自殺者数は前年比912人増（4.5%増）の2万1081人と、リーマン・ショック後の2009年以来、11年ぶりに増加に転じました。男性は1万4055人と11年連続で減少したのに対し、女性は7026人と2年ぶりに増加に転じました。新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、経済的な苦境に追い込まれたり、孤立に陥ったりする人が増えていることが考えられます。

日本のジェンダーギャップ指数は、156カ国中120位、その中でも、特に政治分野での社会進出の遅れが目立ち、依然として先進国の中では最下位です。

コロナ禍は、特に女性に対して、就業から生活面について様々な形で深刻な影響を及ぼしていることが、更に明らかとなったことからも、ジェンダーギャップ指数を埋めることが、女性の人権問題であると同時に、健全な社会発展にとっても重要です。

誰もが真に輝く政策を

１）「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」

2021年6月16日、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」が決定されました。本重点方針は、「第5次男女共同参画基本計画」（2020年12月25日閣議決定、以下5次計画）に基づき毎年6月を目途に定めることとされるものです。

5次計画では、社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題として8項目あげ、新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響、国内外で高まる女性に対する暴力根絶の社会運動、ジェンダー平等、法律・制度の整備（働き方改革）等が含まれています。

今年の重点方針は、5次計画に掲げられた具体的な取組については着実に実施することとした上で、具

体的には、男女共同参画は、日本政府の重要かつ確固たる方針、国際社会で共有された模範であること、コロナの影響は特に女性に強く影響が表れており、コロナ対策において女性に最大限配慮するとともに、構造的な問題にも取り組む必要があることを基本的な考えとし、①コロナ対策の中心に女性を、②女性の登用目標達成に向けて 5 次計画の着実な実行、③女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現を政府一丸となって進めるとしています。

２）「政治分野における男女共同参画推進法」

こうした中、本年 6 月 9 日（参院）、10 日（衆院）本会議では、国会や地方議会の女性議員を増やすことを目指す「政治分野における男女共同参画推進法」の改正法が成立しました。

改正法で盛り込まれたセクハラ・マタハラ対策は、女性の立候補が妨げられないようにするために設けられたものです。国や地方自治体は、セクハラやマタハラの防止を図り、問題発生を防ぐ研修を実施して相談体制を整備するよう規定しています。議会を欠席する要件として妊娠や出産、育児、介護を例示し、議会活動との両立を支援する体制整備も求めました。

政党に対しては、男女の候補者数の目標設定や候補の選定方法の改善、候補者の人材育成などに取り組むよう求めていますが、いずれも努力目標にとどまり、罰則は設けられませんでした。

この推進法は 2018 年に議員立法で制定され、政党に候補者数を男女均等にするよう促してきましたが、法的拘束力がないため、有識者から実効性に欠けると批判されていました。2019 年の参院選は、全候補者の女性比率が 28.1％で過去最高となり推進法は一定の成果を上げました。しかし、今秋までに行われる衆院選に向けては、自民党等では、女性候補擁立は進んでいません。超党派議連は昨年 7 月以降、候補者の一定比率を女性にする「クオータ制」の導入や、女性候補の擁立状況に応じた政党助成金の配分などを議論し、各党に男女の候補者数の目標設定を義務付けることを目指しましたが「クオータ制を想起させる法改正は難しい」などとして、自民党や日本維新の会が強く反対し断念しています。

３）「性犯罪に関する刑法改正問題」

5 月 12 日、性犯罪に関する刑法再改正に向け報告書（2017 年改正刑法の 3 年後の見直し）、法務省性犯罪に関する刑事法検討会が「取りまとめ報告書」を法務大臣に提出しました。今後、法制審議会を経て刑法改正案が国会に上程されますが、問題点は、①「暴行・脅迫」要件の撤廃と不同意性交罪の新設見送り②地位・関係性を利用した性犯罪規定の新設なし③性交同意年齢の 13 歳から 16 歳までの引き上げなしがあります。

また、第 1 回計画実行・監視専門調査会（５次計画の実行・監視、女性活躍・男女共同参画重点方針）の調査審議が行われましたが、現時点で前進したものにはなっていません。

今後、法制審議会（法相の諮問機関）で、性犯罪に関する刑法再改正議論がはじまるにあたり、女性たちの意向を反映した法改正がおこなわれるよう、運動が必要です。

４）LGBT 法の制定に向けて

また、6 月 16 日には、LGBT など性的少数者への理解増進を図る法案の今国会への提出が見送りになりました。この法案は、与野党が法律の目的と基本理念に「性的指向および性自認を理由とする差別は許されないとの認識の下」との記述を加えることで合意していましたが、自民党の保守派議員が「差別の範囲が明確でなく、訴訟が多発する社会になりかねない」などと反発し、議論は紛糾。また、自民党の梁和生衆院議員は「生物学上、種の保存に背く」という発言は、性的少数者の人格を否定し、傷付けるものです。

差別や偏見の解消へ向けて一歩を踏みだす重要な法律となるはずだっただけに、法案提出の見送りはそうした動きに水を差すものです。

５）「女性差別撤廃条約に基づいた施策の推進を」

1979 年に国連で採択された女性差別撤廃条約は、あらゆる分野で、女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障し、日本は 1985 年に批准しました。また、1999 年、条約の実効性を強化し、一人ひとりの女性が抱える問題を解決するために、国連で女性差別撤廃条約選択議定書が採択されました。選択議定書には「個人通報制度」と「調査制度」の 2 つの手続きがあります。それらを利用するには、新たに批准が必要ですが、日本は未だ批准していません。

日本政府は、民法など国内法の差別規定（夫婦同姓の強制、女性だけに適用される離婚禁止期間、婚外差別など）を改め、ポジティブアクションを推進し、女性差別撤廃条約選択議定書を批准するように国連女性差別撤廃委員会から度重なる勧告を受けていますが、無視し続けている上に、選択的夫婦別姓についても、第 5 次男女共同参画基本計画から「選択的夫婦別姓」の文言を削除しています。

6 月 23 日、最高裁は、夫婦同姓を強制する民法 750 条の規定と戸籍法 74 条 1 項の規定について「憲法 24 条に違反するものではない」とし合憲の判断をしました。15 人の裁判官中、女性 1 人を含む 4 人が「違憲」判断をしました。夫婦同姓を法で強制しているのは日本だけです。この間女性の社会進出がすすむなかで、姓を自ら選択することを望む女性が増加し、世論調査でも選択的夫婦別姓導入を望む声は 7 割をこえ、選択的夫婦別姓制度の導入を求める地方議会からの意見書も多数採択されています。

ジェンダー平等をと言うのであれば、「クオータ制」の導入や、「選択議定書の批准」、「夫婦別姓」等、世界の基準を早急に取り入れ、実行すべきです。

母性保護・両立支援の前進

7 月 30 日に、厚生労働省は「令和 2 年度雇用均等基本調査」（2020 年 10 月 1 日現時点）の結果を発表しました。 この調査は、男女の均等な取扱いや仕事と家庭の両立などに関する雇用管理の実態把握を目的に実施されたものですが、女性管理職を有する係長相当職以上の女性管理職を有する企業割合を役職別にみると、部長相当職ありの企業は 13.1% （令和元年度 11.0%）、課長相当職ありの企業は 20.8%（同 18.4%）、係長相当職ありの企業は 22.6% （同 19.5%）となっています。また、管理職に占める女性の割合は、部長相当職では 8.4%（令和元年度 6.9%）、課長相当職では 10.8% （同 10.9%）、係長相当職では 18.7%（同 17.1%）となっており、大変低い数値となっています。

育児休業取得者の割合を見ると、 女性 81.6% （令和元年度 83.0%） 男性 12.65% （令和元年度 7.48%）と前年度に比べて 5.17%増え、8 年連続で増え、過去最高となったものの、政府が目標としていた 2020 年までに 13%は達成できていません。厚労省は「育休を取りづらい雰囲気が根強く残る職場がある」と分析しており、男性の育児休業の社会的意識が醸成されていない状況がうかがえます。

育児及び家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することは、非常に重要なことです。この間、多くの女性労働者が、母性保護・両立支援を求めた運動を行ってきましたが、2021 年 6 月 21 日、育児・介護休業法が改正され、2022 年 4 月 1 日から段階的に施行されることになりました。

改正のポイントとして、①男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、②育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、③育児休業の分割取得、④育児休業の取得の状況の公表の義務付け、⑤有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和があります。

また、民間の育児・介護休業法の改正にあわせて国家公務職場でも、8 月 10 日に人事院勧告とともに

政府・内閣に提出された「公務員人事管理に関する報告」で、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援として、常勤職員・継続的勤務が見込まれる非常勤職員ともに育児休業の取得回数制限等の緩和や「不妊治療のための休暇（有給・原則 5 日、頻繁な通院を要する場合 5 日加算）」が新設されました。さらに、「非常勤職員の休暇の新設及び育児休業の改善」が打ち出され、これまで無給であった産前・産後休暇を有給化し、配偶者出産休暇と育児参加のための休暇を新設しました。また、育児休業・介護休暇の取得要件を緩和し、継続的な勤務が見込まれる非常勤職員については子の看護休暇や短期介護休暇等を採用当初から取得可能とする報告が提出されました。今回、人事院が妊娠・出産、育児等のライフイベントが常勤・非常勤といった勤務形態で変わるものではないとの姿勢に立ち、一体的に措置をしたことは、これまで粘り強く休暇制度の均等待遇を求めてきた成果です。

一方で、子の看護休暇や短期介護休暇、保育時間など無給の休暇が有給化されなかったことから、引き続き、要求と運動を進めていく事が重要です。

業者婦人

中小業者は、地域の雇用を生み出しています。誰もが安心して暮らせるまちづくりに貢献するなど、地域で商売を続けること自体に、大きな意義があると考えています。

民主商工会（民商）では、小企業・家族経営に携わる女性の家族従業者と女性事業主を総称して「業者婦人」と呼んでいます。業者婦人は、地域に根差した営業に取り組み、自らの営業を通じ、少子化・高齢化が進む日本社会の諸問題に立ち向かっています。新たな事業展開で商売を広げ、地域密着の商売をめざし、家業を生かしながら、大人も子どもも楽しめる地域の拠点づくりを進めるなど、全国でさまざまな業者婦人が商売の工夫に取り組んでいます。

2019 年 10 月からの消費税増税に加え、コロナ禍が追い打ちをかけ、中小業者にとっては大変困難な状況が続いています。度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に伴う休業・営業自粛や時短営業の要請が経済活動を停滞させ、中小業者の経営と生活を危機に陥れています。多くの飲食店や酒類販売業者は泣く泣く応じてきました。2021 年版「中小企業白書」によると、コロナ禍が売上高や資金繰り面に与えた影響について従業員規模別に分析し、規模が小さいほど売上高の落ち込みが大きいこと、さらに業種別では、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業で影響が深刻であることを明らかにしました。

コロナ禍の収束や景気回復が見通せない中で、2023 年 10 月からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）実施に向け、今年 10 月 1 日からインボイス発行事業者の登録申請が始まります。売上高 1,000 万円以下の免税事業者は、インボイスを発行することができません。インボイスを発行できなければ、取引先との取引中止を受け入れるか、消費税分の値引きに応じて取引を継続してもらうか、インボイスを発行できる課税事業者になるかを迫られ、対応できなければ廃業の危機に追い込まれます。赤字でも納税が求められる消費税は、厳しい経営に追い打ちを掛けます。財務省は、インボイス制度に移行することで、免税事業者のうち 161 万者が課税事業者になり、消費税収が 2,480 億円増え、1 者当たりの消費税負担は 15 万円になると計算しています。消費税率のさらなる引き上げが、インボイス制度強行の本当の狙いです。インボイス制度が導入されれば、消費税制による極度の生活不安と中小業者の淘汰を招きます。国民や中小業者を苦しめるインボイス制度の実施中止に加え、消費税減税に力を合わせることが大事になっています。

さらに、家族従業者への差別の問題として、所得税法第 56 条があります。56 条は、個人事業者に限って家族の働き分を経費として認めない時代遅れの悪法であり、日本国憲法第 14 条「法の下の平等」や第

24 条「家族生活における両性の平等」に反する、憲法違反の税法です。ともに働いて得た収入を労働に応じて受け取ることは、当たり前の権利ではないでしょうか。働き分が認められないことによる不利益は、産前・産後、育児のための休業・所得が補償されないことにもつながっています。

自家労賃が認められていないのは、先進国ではまれな例であり、日本の経済社会の民主化の遅れの象徴です。フリーランスで働く女性や、正規・非正規など働き方の違いで不利益を被る女性がいます。低すぎる基礎控除・配偶者控除の問題など、女性の権利・人権を保障させる立場から、税制のゆがみを大きくとらえた、広範な女性の共同が必要になっています。

農山漁村女性

一年以上続くコロナ危機は、農家の生産現場にも影響がでています。昨年 2 月末に打ち出された学校の一斉休校、飲食店や観光業の自粛で、需要よりも供給量が増え農林水産物の価格が下落しています。コロナウイルス感染は、生産者には責任はありませんが、政府は過剰な米の作付け面積の減少や、多品種への生産転換を押し付けるだけで積極的な施策を打ち出してきませんでした。その中で今年、2021 年産米の概算金額が、昨年よりも 3000～4000 円も下落し 1 俵（60 ㌔）7000 円で発表された地域も出ています。米作りにかかる費用は、全国平均で 15,515 円（1 俵）、そのうち 9180 円が肥料、農機具代などの物財費です。7000 円の米価では、物財費の支払いもできず、労働時間を時給に換算すると、マイナス 2600 円になってしまいます。この状況に北海道・東北６県の農協からも、政府に対して過剰米を備蓄米としての買い入れと、市場から隔離することを求めています。

米の作付け減は、食料自給率にも表れています。8 月末に発表された、2020 年の自給率は、37.17％と 1993 年の大凶作の年よりも落ち込み過去最低の数字となりました。政府は、作付け面積の減少は、国民一人当たりの米の消費量が年間 2.5 ㌔減少したことを影響としていますが、リーマンショックの時も消費量が 2 ㌔減少しています。つまり、不安定な雇用の影響を受け、食費を抑えるために、本当は食べたくても、お米を購入することを控えている世帯が増えているのではないでしょうか。公的な食料支援の制度がない日本と違い、欧米では、政府が余剰農産物を買い上げ、フードバンクに提供しています。その結果、アメリカの食料支援 739 万㌧に対し、日本では企業などの食品寄付で 0.3 万㌧にしかすぎません。日本でも食料支援制度を確立させる運動を強めていく必要があります。

いま、女性の就農人口は、1999 年から 2019 年の 20 年間で、108 万人から 56 万人まで減少しています。基幹的農業従事者に占める女性の割合が 40％に減少しています。政府は、就農者数の減少要因を、農業以外の産業において女性が活躍する場が増えたこと、高齢によるリタイアをあげています。しかし、農業を基幹産業と位置づけ、農産物の価格保障と所得補償が行われていれば、農業での後継者も生まれてきます。地域の産業と経済の活性化のためにも、農業を続けていける施策早急に必要です。

Ⅲ．はたらく女性の要求

第66回はたらく女性の中央集会に結集した私たちは、世界の女性とも連帯し、以下の要求の実現をめざし、職場で、地域で、はたらく女性の共同を大きく広げて行動していきます。

■コロナ感染症に関する緊急要請

1.雇用調整助成給付金を12月以降も継続すること。

2.感染防止協力金の対象と支援額を拡大し、期間を延長すること。

3.ワクチン接種を希望する人に、早期に摂取できるワクチンの確保と接種体制を確保すること。

4. PCR検査は、いつでも、だれでも、希望すればおこなえる体制をつくること。

■平和と民主主義を守るために

5. 日本国憲法を改悪しないこと。憲法改正を定めた国民投票法、憲法違反の集団的自衛権行使のための戦争法、国民の知る権利を侵害する特定秘密保護法、共謀罪法、住民を監視する土地利用法は廃止すること。

6. 国際紛争の問題解決に向けて、圧力や軍事行動に依ることなく、憲法9条を生かし対話で平和的に解決すること。

7. 米軍普天間基地を無条件撤去すること。辺野古新基地建設を中止すること。米軍基地の再編強化を止め、日米合同演習の中止、横田基地へのオスプレイやの配備を撤回すること。米軍機の夜間・低空飛行訓練を中止すること。ステルス戦闘機など敵地攻撃型武力の配備を止めること。日米地位協定を見直すこと。日米安保条約を廃棄し、すべての米軍基地を撤去すること。

8. 自衛隊を海外派兵しないこと。多国籍軍などに参加をさせないこと。敵地攻撃型の自衛隊基地強化を行わないこと。欠陥機であるステルス戦闘機、オスプレイなどの購入を中止すること。

9. 防衛装備移転三原則ではなく、武器の輸出を禁止すること。日米ガイドラインに基づく法整備をやめること。

10. 言論・表現の自由を守ること。マスコミへの不当な圧力・介入を行わないこと。

７．マイナンバー（共通番号）制度を廃止すること。デジタル庁による、個人情報の一括管理をおこなわないこと。

11. 個人情報漏洩防止策をとること。

12. 国の責任で「市民の司法参加」を実現すること。法科大学院生への経済的支援を行うこと。

13. 盗聴法改悪や司法取引制度の導入を盛り込んだ刑事訴訟法を中止し、取り調べの可視化対象の拡大など、冤罪防止のための実効性が確保される法改正を行うこと。

14. 日本政府は核兵器廃絶のために被爆国として国際的にイニシアチブを発揮すること。核兵器禁止条約に署名し、批准すること。米国との核密約を公開し、破棄すること。非核三原則を法制化すること。

15. 原爆被害者への国家補償を制度化し、すべての原爆死没者、生存者に補償を行うこと。

16.　小選挙区制を廃止すること。女性が政治進出し、民意を反映できる選挙制度にすること。女性の政治参画を推し進めるために、政治分野における男女共同参画推進法の実効性を高めること。

17. 日本学術会議の新会員候補６名の任命拒否を撤回し、直ちに任命すること。

■憲法・国連女性差別撤廃条約にもとづき、男女平等・女性の地位向上に資する施策の推進を

18. 日本軍「慰安婦」被害女性に対し国として事実認定し、謝罪と補償をただちに行うこと。教科書に

日本軍の侵略と加害の事実を記載すること。事実を否定し、被害者をおとしめるヘイトスピーチなどの人権侵害に対しきびしく対処すること。
19. 国連女性差別撤廃委員会総括所見の勧告に沿って男女差別の是正を行うこと。選択的夫婦別姓導入などの民法改正と男女差別是正の暫定的特別措置の早期実施、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を行うこと。第5次男女共同参画基本計画の実施にあたっては、憲法と国連女性差別撤廃条約にもとづき、ジェンダー平等・女性の地位向上に資する施策を推進すること。
20. ジェンダー平等教育を進めること。

■ジェンダー平等に人間らしく働くルールの確立を求めて

21. 月 45 時間・年間 360 時間の時間外労働を労働時間の上限とする規制を行い、高度プロフェッショナル制度を廃止すること。労働時間の短縮、時間外・休日・深夜労働の法的規制、勤務間インターバル規制などを強めること。
22. 公立学校への 1 年単位の変形労働時間制を導入しないこと。
23. 看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を 1 回の勤務は8時間以内、週32時間以内、勤務間隔を最低12時間以上に規制すること。
24. 不払い（サービス）残業をなくし、有給休暇の完全取得をすすめること。有給休暇付与義務を悪用した不利益取り扱いを監視すること。「女性の活躍推進」を名目に、「テレワーク」「フレックスタイム制」や早出勤務などの勤務時間変更を強制しないこと。
25. 非正規労働者の均等待遇が実現する法整備を行うこと。同一労働同一賃金を原則とし、間接雇用、有期雇用を規制し、正規雇用が当たり前となるよう立法化すること。ＩＬＯパート労働条約（第175号）を批准し、パートタイム・有期雇用労働法を実効あるものに改正すること。
26. 全国一律最低賃金制度を確立すること。最低賃金を即時時給 1000 円以上に引き上げ、1500 円をめざすこと。また、中小企業の負担を軽減するための支援策を講じること。
27. 男女雇用機会均等法の実効ある改正を行うこと。男女賃金格差是正、間接差別の禁止、母性保護の拡充、ポジティブアクションの義務化などすべての職場で真の男女平等を実現するための法整備を行うこと。
28. 女性の活躍推進法を見直し、男女の賃金実態の公表を義務化すること。
25. 男女ともに仕事と生活の両立支援策を拡充すること。本人選択制・所得保障の拡充・原職復帰・代替配置等を拡充した育児介護休業法の改正を行うこと。取得しやすい職場環境の整備のための施策を行うこと。
29. セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメントなどすべてのハラスメントを包括的に禁止する法律の整備を行うこと。法律には、制裁措置を盛り込み、IL0「仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶に関する」条約を批准できる内容に改正すること。被害者の人権とプライバシーが確保されるよう第三者の救済機関を拡充すること。IL0「仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶に関する」条約を批准すること。
30. マタニティハラスメントをなくすために、労基法・均等法・育児介護休業法の権利及び防止指針を周知徹底すること。
31. 所得税法第56条を廃止し、自営業・農林漁業に従事する家族の働き分を正当に認め、女性の人格を尊重し、人権を保障すること。
32. ブラック企業をなくすために必要な法規制を行うこと。

33. 直接雇用の原則にのっとり、希望する人が正社員になれるよう、労働者派遣制度を早急に見直すこと。「生涯派遣」「正社員ゼロ」につながる労働者派遣法を改正し、派遣先での直接雇用や正規雇用を進めること。
34. 労働契約法18条を徹底し、有期雇用労働者の無期化を積極的に進めるよう企業に求めること。使用者が無期化を忌避するための雇止めや契約変更などしないように指導すること。
35. 解雇の自由化に道を開く金銭解決制度作りなどは行わないこと。解雇を規制する法整備を行い、労働者の雇用と人権を守ること。大企業のリストラを規制すること。
36. テレワーク（在宅勤務）は非正規労働者も含めて本人の希望を尊重すること。長時間労働に陥らないよう、労働時間管理を徹底すること。
37. 日本航空が強行した 165 名の整理解雇は、その過程で行われた不当労働行為が最高裁で断罪され、現在労使で交渉中であるが、解雇された客室乗務員をただちに職場復帰させるなど、争議解決のために日本航空を指導すること。
38. 労働政策審議会の 3 者構成原則を堅持し、委員任命など民主的運営をおこなうこと。
39. 労働者の救済機関としての役割を果たすために、労働委員会の委員の任命は、その公正中立性を守ること。
40. 労働基準監督署全体の体制拡充と専門性の維持を図るため、技官の採用を再開すること。また、「働き方改革」「パワハラ防止措置義務化」などの重要な施策を担う雇用環境・均等局職員の大幅増員を行うこと。くわえて、雇用均等行政の専門性を充分に確保すること。
41. 失業給付期間の延長、給付制限期間の廃止、給付水準の引き上げ、税や社会保険料の減免措置などを行うこと。雇用対策の予算を確保し、国や自治体の責任で失業対策を強化すること。女性のための生活保障つきの職業訓練の強化、マザーズハローワークの拡充など就労支援を強化すること。
42. 雇用とくらしを守るために、大企業に内部留保の活用など、社会的責任を果たさせること。
43. 公務員の総人件費削減を中止し、労働者の生活と労働実態を反映した給与水準とすること。
44. 公務ではたらく非正規職員の雇用の安定と均等待遇を図るため、法制度や諸規程を整備すること。また、そのための必要な予算措置を行うこと。

■被災地の早期復興と原発ゼロを求めて

45. 地震、豪雨災害など被災地の復旧、復興には被災者の声を反映すること。被災者生活再建支援法の対象を拡大し、生活支援金の増額など抜本改正すること。
46. 東京電力福島第一原発事故の収束宣言を撤回し、国と東京電力は総力を挙げて福島第一原発事故を早期に収束させること。汚染水問題を、海洋放水おこなうことなく、国の責任で直ちに解決すること。原発事故によるあらゆる被・損害の賠償打ち切りをせず、国と東電の責任で、完全に賠償すること。
47. 稼働中の原発をただちに停止すること。日本のすべての原発の再稼働は行わず、廃炉にすること。原子力基本法の「安全保障」の項目を削除すること。原発の輸出は行わないこと。日本政府が決めた2013年基準のCO_2削減目標と原子力依存のエネルギー基本計画を撤回し、原発・火力に依らないで、2030年には自然エネルギーの電力で50%以上と設定し、確実な国内対策を実行すること。
48. 被曝基準の安易な緩和は行わず、事故処理に従事する労働者の安全基準を確実に守らせること。労働者・住民の健康管理を長期にわたり実施すること。
49. 原発事故子ども被災者支援法、基本方針の改定にあたっては、必要な支援・保障を継続すること。自主避難者の家賃補助打ち切りは撤回し、生活基盤を築ける賠償をおこなうこと。

50. 「避難計画策定」をはじめ原子力規制委員会の新基準に欠落している問題を見直し、安全確保に責任をもった審査を行うこと。
51. 自然災害も含めて、住民との十分な協議のうえに、地域防災計画・避難計画を策定すること。計画の策定にあたっては、女性の参画を保障すること。

■日本の農業を守り、自営業の保護・中小企業の振興をすすめ、税改正、地域経済の活性化を求めて

52. コロナ禍による需要減少で生じた過剰在庫を政府が緊急に買い入れるなど、米価の下落に歯止めをかけること。さらに政府が買い上げた米は、コロナ禍で生活困窮する世帯や学生などへの食料支援として活用すること。
53. 種子法復活法案を早期に審議すること。改正種苗法によって種子の高騰など生産者の負担が増えることがないようにすること。
義務ではないミニマムアクセス米の輸入を中止すること。
54. 食料自給率向上のためには、生産コストがまかなえる価格保障、所得補償を組み合わせた制度の確立で安心した農業経営を維持できるようにすること。
55. 食料自給率の低下を招く、経済連携協定について見直すこと。
56. 国連「家族農業の 10 年」の国内アクションプランを作成し、家族経営農業を支援する政策で、地域経済・雇用を守ること。
57. 新規就農者対策の拡充、定年帰農への支援、集落営農、生産法人への経営支援対策の充実で地域を守ること。
58. 遺伝子組み換え食品、ゲノム編集食品の表示を義務化し、消費者への安全で安心できる食品の生産と流通を行うこと。
59. 国や自治体の官公需発注は、地元中小企業へ適正単価で行うこと。地域循環型の経済政策をすすめること。公契約法・公契約条例の制定をすすめること。
60. 大型店の出退店や営業時間を規制し、くらしと営業を守り、住み続けられるまちづくりをすすめること。
61. 消費税率を引き下げ、税金の集め方・使い方を見直し、消費税に頼らない財政再建を行うこと。法人税減税をやめ、大企業・大資産家に適正な課税を行うこと。基礎控除などの人的控除を人たるに値する生活が送れる額まで引き上げること。段階的かつ代替措置のない配偶者控除、第３号被保険者制度の廃止・縮小はおこなわないことを求めます。
62. 消費税インボイス制度の実施を中止すること。

■すべての国民が安心して暮らせるための社会保障・社会福祉の拡充を求めて

63. 国の予算については軍事費を削って、社会保障・教育など国民の暮らしを改善する予算に回すこと。
64. 社会保障費の年3000～5000億円もの削減計画を中止すること。社会保障制度改革推進法、医療介護総合法を廃止すること。
65. 生活保護基準や住宅扶助基準、冬季加算の引き下げを撤回し、老齢加算を復活させること。資産調査拡大など受給抑制策や生活保護制度の改悪をやめ、憲法25条の生存権に基づく拡充を行うこと。
66. 子ども・子育て支援は企業参入によらず国と自治体の責任ですすめ、認可保育所・学童保育所を増設し、待機児童を解消すること。保育所の施設・人員配置基準は緩和せず拡充し、学童保育所の最低基

準を引き上げること。放課後児童支援員（学童保育指導員）・保育士の待遇改善を行うこと。保育士の資格要件の緩和は行わないこと。学童保育指導員の配置基準の参酌化は廃止すること。
67. 公的・公立病院の統廃合、民間委託をやめ、医師・看護師・介護職員の待遇改善と大幅増員を実現し、安全・安心の医療・介護・社会保障を実現すること。
68. 介護保険給付の削減をやめ、介護保険の「要支援」被保険者の給付はずしを元に戻し、利用者負担割合を1割にただちに戻すこと。介護報酬の国庫負担率を引き上げ、制度拡充を行うこと。
69. 大幅な病床削減や負担増による患者追い出しをやめること。後期高齢者医療制度をただちに廃止すること。70歳から75歳未満の医療費窓口負担増を1割にもどすこと。低所得者への軽減措置を直ちに復活すること。
70. 国庫負担を増やして国保料（税）を引き下げること。すべての国保加入者に、無条件で正規の保険証を交付すること。国保に傷病手当・出産手当を新設し、休業補償を行うこと。
71. 安心して妊娠･出産できるように、出産一時金を増額すること。国の責任で、妊婦健診14回無料化を継続すること。国の制度として所得制限なしに18歳未満の子どもの医療費を無料にすること。不妊治療の保険適用を拡大し、不妊治療のための休暇を保障すること。
72. 国の責任で年金記録問題を解決し、公的年金制度の管理運営を行うこと。分限免職された旧社会保険庁職員の不当解雇を撤回し、全面解決を図ること。年金機構の有期雇用職員の労働条件を改善し、安定的な雇用を実現すること。
73. 年金積立金の株式運用をやめること。国は運用損の損失の責任を取ること。年金給付の切り下げ行わないこと。年金加入期間（保険料払い込み期間）の延長・年金支給開始年齢の先送りは行わないこと。年金の支給を毎月支給にすること。消費税によらない最低保障年金制度の創設と女性が自立できる年金制度を確立すること。当面国庫負担分の年金額をすべての受給年齢高齢者に給付すること。
74. 児童虐待をなくすために、児童養護施設を増設し、児童相談所の職員を大幅に増員すること。

■子どもの貧困をなくし、すべての子どもにゆき届いた教育を求めて

75.「道徳の教科化」、英語教育の早期化・強化などおこなわないこと。国家主義・競争主義教育をすすめる改訂学習指導要領による教育統制をおこなわず、各学校の自主的な教育課程編成を保障すること。
76. 学校制度の複線化をめざす「小中一貫校制度」、教育委員会制度改悪など、改悪教育基本法を具体化し、国と財界による教育への介入を強化する「教育再生」を行わないこと。
77. 学長の権限強化などを行わず、大学の自治を守ること。教育予算削減・恣意的配分による大学への競争の持ちこみや国家統制の強化は行わないこと。大学での軍事研究開発への研究援助などは行わないこと。人文系学部を縮小しないこと。
78. 「競争と管理」の教育政策をやめ、全国一斉学力テストを中止すること。日の丸・君が代の押し付けをやめること。教員免許更新制度はただちに廃止すること。
79. 教職員定数を抜本的に改善し、国の責任で35人以下学級を小学校で早期に実施するとともに、中・高等学校でも実現すること。
80. 「子どもの貧困対策法」をいかし、自治体の責任で貧困家庭の子どもの教育、生活、就職などについて数値目標を立てるなどして実効ある措置を行うこと。
81. 教育予算を大幅に増やし、公財政教育支出の対GDP比をOECD加盟国の平均並みまで引き上げる

こと。所得制限を導入した「高校就学支援金制度」を撤回し、「高校無償化」に戻すこと。国際人権A規約13条の批准をいかし、中高等教育の無償化を進めること。給食費・教材費なども含め教育の無償化を実現すること。給付奨学金制度の拡充を行うこと。就学援助制度を拡充し、学費負担の自治体間格差をなくすこと。

82. 教科書検定のあり方を抜本的に見直し、教員・保護者の意見が反映する採択制度にすること。教科書採択への不当な介入をやめること。

83. 国や地方自治体等が「支援」の名目で家庭教育を監視し介入する仕組みをつくる「家庭教育支援法案」を国会提出しないこと。

■民主的な国家行政・地方自治の確立を求めて

84. 特定の地域や企業を優遇し、便宜を図り行政をゆがめる「国家戦略特区」は廃止すること。

85. 依存症や多重債務など社会的な問題を引き起こすカジノ実施法は廃止すること。

86. リニア新幹線などの不要な大型開発を中止すること。

87. 金融･通信のユニバーサルサービスの維持と国民のための郵政事業確立にむけ、三事業一体経営とすること。

88. 国家公務員の総定員法を廃止するとともに、「定員合理化計画」を撤回し、国民の安心・安全を確保できる必要な要員を確保するなど、公務・公共サービスを拡充すること。行政サービスの低下を招く市場化テスト、指定管理者制度を廃止すること。公共サービスを民間企業の営利追及の手段に変質させる公務の民間委託推進を改めること。

89. 国の役割を外交、防衛、金融などに限定し、地方自治体への移譲や民間に丸投げし、国の責任を放棄する「道州制」や「地方分権改革」は行わないこと。また国の出先機関の廃止はしないこと。地方自治･地方財政を拡充し全国のどこに住んでも、健康で文化的な生活をおくれる権利を保障すること。

90. 時の政権による恣意的な人事配置が可能となる内閣人事局を廃止し、国民のための公正・中立、安定した行政を担保するための新たな人事行政機関を設置すること。

91. 国会・地方議会での性差別や女性べっ視発言を一掃するために、議会や自治体など公職者の研修を行うこと。出産・育児・介護での休業制度をはじめ、議員活動を続けるための条件整備を行うこと。

日本政府への決議（案）

私たちは、10 月 23 日・24 日、東京都内で、オンラインを併用し「コロナ禍を乗りこえ、憲法が生きる社会を実現しよう！　ジェンダー平等、均等待遇、ハラスメント根絶　いのち・くらし・平和をまもる女性の共同を」をスローガンに掲げ、第 66 回はたらく女性の中央集会に集いました

私たちはコロナ禍を乗りこえるためにも、核も基地もない平和な社会、ジェンダー平等へ、8 時間働けばだれもがくらせる社会をめざし、憲法を生かした政治の実現を求め、下記項目を日本政府に強く要請します。

記

はたらく女性の要求として 87 項目を要求します。

2021 年 10 月 24 日

第 66 回はたらく女性の中央集会

アメリカ合衆国政府への決議(案)

私たちは、10 月 23 日・24 日、東京で、「コロナ禍を乗りこえ、憲法が生きる社会を実現しよう！ジェンダー平等、均等待遇、ハラスメント根絶　いのち・くらし･平和まもる女性の共同を」をスローガンに掲げ、第 66 回はたらく女性の中央集会を開催し、平和への願いを語り合い、平和を守る決意を固め合いました。

日本国民は、侵略戦争への反省にたって戦争放棄を定めた憲法 9 条を守り、世界平和の構築へ努力を重ねてきました。ところが、安倍政権下で、憲法違反の「安全保障関連法（戦争法)」や共謀罪法の成立が強行され、菅政権はそれを継承し、９条改憲を狙い軍事費を増額し続けているうえに「GDP （国内総生産）の 1%以内」とはしない、とまで表明するに至りました。アメリカいいなりに武器の爆買いに予算をつぎ込む施策に怒りが広がっています。これはアメリカ軍と一体となって海外で戦争できる自衛隊へとするもので、国民の間に不安が広がっています。これらの動きの背景に、「台湾有事」をあおり、日本の役割が「決定的に重要だ」と日米軍事同盟強化を推し進める貴国政府の参戦体制作りにほかなりません。軍事緊張をあおるのではなく、互いに平和的解決をめざす行動が求められています。

米朝首脳会談を継続し、朝鮮半島の非核化の実現・平和体制構築のため、話し合いをすすめ、歴史的和解をすることは世界に大きな希望を与えるものです。アフガニスタンにみられるように軍事力では何も解決しないことは明らかです。

国連では世界の平和を願う人々と被爆者の長年の運動が実り､2021 年 1 月核兵器禁止条約が発効しました。対話による平和外交でこそ問題の解決が図られるという世論が国際的には多数となっています。貴国政府の核兵器による脅しや軍事的挑発は世界の流れに逆行しています。

貴国が平和を求める国際社会の願いに応えることを強く求め、以下、要請します。

記

1、日本国憲法を尊重し、日本に対して、戦争協力を強要しないこと。
1、北朝鮮・北東アジアの非核化にむけて、いっそう対話をすすめ、平和的解決を図ること。
1、日米安保条約を廃棄し、日米平和友好条約を結ぶこと。
1、日米合同演習を中止し、首都東京の横田基地はじめ日本国内の軍事基地を撤去すること。
1、普天間基地は無条件に返還し、辺野古新基地建設を即時中止すること。
1、日本国内へのオスプレイの配備を撤回し、訓練を中止すること。
1、米軍犯罪の根絶に向けて実効ある措置をとり、日米地位協定を全面的に見直すこと。
1、核兵器禁止条約に署名し、最大の核保有国として「核なき世界」実現への責任を果たすこと。
1、横須賀の米原子力空母の「母港」化を撤回すること。
1、未臨界核実験をはじめ、すべての核実験を中止すること。
1、関税撤廃とアメリカルールを押し付ける貿易協定は見直すこと。
1、日米原子力協定を理由にした原発政策の継続を強要しないこと。
1、パリ協定に基づくとりくみをすすめること。

2021 年 10 月 23 日
第 66 回はたらく女性の中央集会

祝　第66回はたらく女性の中央集会in東京

憲法と子どもの権利条約がいきる教育を！
子どもも先生も笑顔で過ごせる学校を！

全日本教職員組合女性部
http://www.zenkyo.biz
TEL:03ー5211-0123　／FAX:03ー5211-0124

消費税インボイスは中止へ
所得税法第56条は廃止を

全商連婦人部協議会
〒171-8575
東京都豊島区目白2-36-13
TEL 03-3987-4391
FAX 03-3988-0820

お客様の想いを形に

AP AKATUKI あかつき印刷株式会社
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2 APビル
TEL 03-3497-0531　FAX 03-3497-0043
http://www.aik.co.jp

言葉の力を信じ、
武器を持たない勇気を！
全労連・全国一般労働組合
女性センター
〒113-0034 文京区湯2-4-4
全労連会館9階
電話　03-5840-6277
FAX　03-5689-5240

夜勤改善・大幅増員で
安全・安心の医療・介護の
実現を

日本医労連　女性協
東京都台東区入谷1-9-5
☎ 03-3875-5871

ジェンダー平等
守ろう9条
なくそう原発・核兵器
全日本建設交運一般労働組合女性部
〒169-0073
東京都新宿区百人町四丁目7-2　全日自労会館
TEL 03-3360-8021　http://www.kenkourou.or.jp/

自由法曹団女性部
〒112-0014 東京都文京区関口1-8-6
メゾン文京関口Ⅱ202号
Tel　03-5227-8255
Fax　03-5227-8257
URL　http://www.jlaf.jp/

女性部オリジナルの憲法リーフを、女性団体は無料でお送りしています。ぜひご注文ください！

『婦人通信』　「女性白書」
平和とジェンダー平等、
女性の要求実現へ共同広げよう
日本婦人団体連合会（婦団連）
〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷4-11-9-303
電話03-3401-6147
FAX03-5474-5585
Eメール
fudanren@cocoa.ocn.ne.jp

印刷からSNSまで
宣伝のことなら
お気軽にご相談ください。
デザイン　印刷物　SNS　旗・のぼり　グッズ
(株)光陽メディア　光陽メディア　検索
TEL:03-3260-9229　FAX:03-3235-0710

＊八王子合同法律事務所＊
〒192-0046
八王子市明神町4-7-14
八王子ONビル８階
TEL 042-645-5151
Fax 042-645-5236

祝　第 66 回はたらく女性の中央集会in東京

PIWU
郵政産業労働者ユニオン女性部
〒170-0012
東京都豊島区上池袋 2-34-2
http://www.piwu.org/
労契法 20 条裁判支援ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

人間らしく働くために
社会的役割を発揮しよう！
渋谷区労働組合総連合
〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷 5－16－10
代々木エアハイツ 504
☎・FAX 03－3356－4755

婦人民主クラブ
婦　民　新　聞
〒151-0051
渋谷区千駄ヶ谷３-２-８
第 12 宮庭ビル３０３
Tel　03-3478-2317
Fax　03-3478-2318

はたらく女性を
応援しています
（株）トラベル　システムズ
東京都台東区入谷 1－19－4
TEL:03－3871－6955
FAX:03－3871－6974
e-mail：trvlsyss@ymail.plala.or.jp

働きがいのある人間らしい仕事！
ジェンダー実現を！
福岡県労連女性センター
〒812－0016
福岡市博多区博多駅南 1－9－8
ケイ・アイビル２階

日本国家公務員労働組合
連合会女性協議会
〒105-0003
港区西新橋 1-17-14
TEL 03-3502-636

祝　第66回はたらく女性の中央集会 in 東京
あかつき印刷労働組合　青年部
部長　酒井大
〒151－0051　渋谷区千駄ヶ谷５－16－10 代々木エアハイツ504号室

東京総合教育センター
～不登校、ひきこもり、非行などの
無料教育相談を行っています～
平日の 14 時～16 時
相談専用　☎　03-3230-1063
メールや面接での相談も無料です。お気軽に。
tokyoeducationcenter@gmail.com

渋谷共同法律事務所
shibuyakyodo law office
お気軽にご相談ください
電話０３－３４６３－４３５１
〒１５０－００３１
東京都渋谷区桜丘町４番２３号　渋谷桜丘ビル８階

国連「家族農業の10年」で
農山漁村を再生させよう！
農民運動全国連合会　女性部
電話：03-5966-2224
twitter @JFFMwomen でも発信中フォローしてね！

ジェンダー平等、だれもが安心して生き働き続けたい！
女性の共同をひろげ、憲法いかす政治を実現しよう
第66回はたらく女性の中央集会東京実行委員会
東京都豊島区南大塚2－33－10　東京地評女性センター気付
TEL03－5395－3171

祝　第 66 回はたらく女性の中央集会in東京

守ろう！憲法９条
ジェンダー平等、格差・貧困をなくそう！最賃１５００円
ハラスメント根絶、実効ある労働時間の上限規制の実現を！
東京地評労働組合評議会　東京地評女性センター
東京都豊島区南大塚2－33－10　東京労働会館６階
TEL03－5395－3171　FAX03-5395-3240

祝
第66回　はたらく女性の中央集会
in東京
全印総連
東京地連青年部
〒112－0033
東京都文京区本郷2丁目36－2
T.M畑中ビル 302

城北法律事務所
1965 年創立　在籍弁護士 24 名
遺言・相続・一般民事など、あなたのかかりつけ弁護士に
TEL０３－３９８８－４８６６
東京都豊島区西池袋 1-17-10 エキニア池袋６Ｆ
ＪＲ池袋駅西口から徒歩１分

2021年東京母親大会
12月5日(日)10 時～
板橋区立文化会館
記念講演　川崎哲さん
核兵器のない平和な世界へ
ー核兵器禁止条約の批准をー

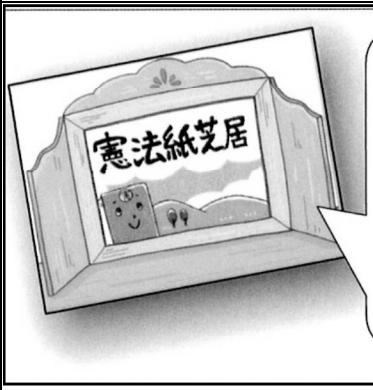

憲法や労働法制の講師として弁護士を派遣します！お気軽にお声がけください☆
人と暮らしを守るパートナー
東京法律事務所
〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-4 四谷駅前ﾋﾞﾙ
TEL：03-3355-0611／FAX：03-3357-5742
https://www.tokyolaw.gr.jp/index.html

憲法９条にノーベル平和賞を！
ひびきあう　心を一つに束ね
明るく働きやすい　職場をつくろう
全印総連女性部・全印総連東京地連女性部
(全国印刷出版産業労働組合総連合会女性部)
〒113-0033　東京都文京区本郷2-36-2　T.M畑中ビル302
TEL:03-3818-5125 FAX:03-3818-5127

セクハラ・マタハラなど労働事件を多く手がけています。女性弁護士が対応可能です。
旬報法律事務所
〒100-0006
東京都千代田区有楽町 1-6-8 松井ビル６階
TEL03-3580-5311　https://junpo.org/

祝　第66回はたらく女性の中央集会in東京

祝　第66回はたらく女性の中央集会 in 東京

第31回宮城はたらく女性のつどい

と　き　2022年2月23日（火・祝）

ところ　仙台市市民活動サポートセンター セミナーホール

こうし　上野千鶴子さん（NPO法人ｳｨﾒﾝｽﾞ ｱｸｼｮﾝ ﾈｯﾄﾜｰｸ理事長）

宮城はたらく女性のつどい実行委員会

代々木
総合
法律事務所

1962年創立、
皆様の暮らしと人権を守るために―

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-42-4
TEL:03-3379-5211 FAX:03-3379-2840

新聞に情報あり

新聞にはたくさんの話題が載っています。
それは「大事な話題」や「伝えたい話題」、
「元気になる話題」だったり。
そんな大切な新聞を印刷しお届けする
会社です。

media K center
株式会社 きかんし
http://www.kikanshi.co.jp/
〒135-0053
東京都江東区辰巳2-8-21
TEL　03-5534-1234
FAX　03-5534-1235

～障害のあるすべての子どもたちに
いのちとひとみ輝く教育を～

東京都障害児学校教職員組合

〒102-0084
千代田区二番町12-1　全国教育文化会館4階
電話 03-3230-1565　FAX 03-3221-9963

最低保障年金制度の
確立を！

年金者組合東京都本部
女性の会
Tel　03-3986-8566
Fax　03-3986-8567

♥

Ｔｉ－Ｍｕ
美魔女

今こそ change

医療　福祉で働く仲間でつくる

Ｔ（東京）ｉ（医労連）－Ｍ（魔女）ｕ（ユニット）

東京医労連　　女性部

ジェンダー平等社会実現！長時間労働なくせ！最低賃金は全国一律1500円以上に！

8時間はたらけば人間らしく暮らせる社会へ

労働相談ホットライン(一人でも入れる組合あります)

全労連　FreeDial 0120-378-060

全国労働組合総連合　受付　月～金AM10時～PM5時　お近くの労働センターにつながります

祝　第 66 回はたらく女性の中央集会in東京

祝 第 66 回はたらく女性の中央集会 in 東京

コロナ危機からいのち・くらしを守れ
憲法にもとづいた政治に変えよう

株式会社 かんきょうムーブ
大 阪 本 社　〒530-0041 大阪市北区天神橋 1-13-15　TEL:06-6357-7006
東京事務所　〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-10 アイビービル 202 TEL:03-3868-8650

印刷、デザイン、編集
企画・宣伝物、グッズは
おまかせください♪

パンフ チラシ リーフ 冊子 書籍
ノボリ うちわ 扇子 缶バッジ シール
Tシャツ ポケットティッシュ など

教え子をふたたび戦場に送るな！
どの子も大切にされる笑顔あふれる学校を！

東京都教職員組合
〒102-0084　千代田区二番町 12-1 エデュカス東京　電話 03-3230-3891/Fax03-3262-9705

祝 第66回
はたらく女性の中央集会
in東京
全印総連東京地連
あかつき印刷労働組合
女性部
〒151-0051
渋谷区千駄ヶ谷5-16-10
代々木エアハイツ504号室

青休代替は正規職員で！
ジェンダー平等の社会を！
東京自治労連
中央執行委員長　矢吹義則
女性部部長杉森知子
〒170-0005 豊島区南大塚 2-33-10 4 階
☎03-5940-7951 fax03-5940-7957

東京私教連 女性部
t-shikyoren@educas.jp
〒102-0084 千代田区二番町
12-1 全国教育文化会館 5 階
ＴＥＬ 03-3230-4091
東京私立学校教職員組合連合

JMITU
東京地本女性センター
〒114-0023
東京都北区滝野川 3-3-1 JMITU 内
TEL/FAX 03-5961-5601/5603

編集から印刷まで全ておまかせ下さい
AR アプリ制作で印刷物に付加価値
株式会社 新協
〒112-0012 文京区大塚 4-40-1 2F
TEL.03(5981)9427

株式会社 ジャパン・プレス・フォト
野鳥カレンダー発行して 43 年
発行部数 1 万以上 AR 機能付
https://www.jp-photo.jp/

第 66 回
はたらく女性の
中央集会 in 東京

第 67 回　はたらく女性の中央集会は
2021 年 11 月 19-20 日　IN 大阪
大阪に来てや～　待ってるで～